

VIII 参考資料

地域の主な関係機関の役割

○児童相談所

児童相談所は、0歳から18歳未満の子どもに関する家庭や関係機関などからの相談のうち、専門的な知識、技術を必要とするものについて、必要に応じて、子どもの家庭、地域状況、生活歴や発達、性格、行動などについて専門的な角度から総合的に調査、診断、判定（総合診断）を行い、それに基づいた指導や児童福祉施設への入所、里親への委託などを行う専門機関です。

また、児童虐待への対応では、安全確認のための立入調査や子どもの一時保護、家庭裁判所に親の意に反しての施設入所の承認を求める審判の申し立てなどを行う法的な権限を持っています。

※ 政令市のさいたま市では、独自に児童相談所を設置しています。

なお、平成16年12月の児童福祉法改正によって、児童相談所の役割は、専門的な知識・技術を必要とする事例への対応や市町村の後方支援に重点化されています。

○市町村児童福祉担当課、福祉事務所（家庭児童相談室）

児童相談に関して市町村が担う役割は、次のとおりです。

- ① 児童・妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努める。
- ② 児童・妊産婦の福祉に関し、必要な情報の提供を行う。
- ③ 児童・妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応じ、必要な調査・指導を行い、これらに付随する業務を行う。
- ④ ③のほか、児童・妊産婦の福祉に関し、家庭その他につき、必要な支援を行う。
- ⑤ ③のうち専門的な知識・技術を必要とするものについては、児童相談所の技術的援助及び助言を求める。
- ⑥ ③を行うに当たって、医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を必要とする場合には、児童相談所の判定を求める。
- ⑦ 市町村は、上記のような事務を適切に行うために必要な体制の整備に努めるとともに、当該事務に従事する職員の人材の確保及び資質の向上のために必要な措置を講じる。

各市町村では、児童福祉担当課（市では、福祉事務所）を中心に、母子保健や教育分野の関係各課等と連携して、児童相談に対応していくこととなります。

また、市の福祉事務所には家庭児童相談室が設置されており、家庭において児童が健やかに育てられるよう、専門の相談員が相談に応じ、助言や指導を行っています。

児童虐待の通告先としては、児童相談所とともに、市町村と県の福祉事務所が規定されています。

○保健所

保健所は、地域保健の広域的、専門的かつ技術的な拠点です。子どもの関係では、養育支援が必要な家庭への家庭訪問による保健指導や、子どもの心の健康相談などを行っています。

児童虐待への対応では、次のような役割を担っています。

- ・児童虐待が起こりやすい家庭への家庭訪問・面接などによる支援
- ・精神的問題を持つ親への支援
- ・予防・再発防止のための心理的ケア
- ・市町村支援（困難事例に対する同行訪問、虐待予防のためのシステム構築への支援）

※ さいたま市と川越市、越谷市については、それぞれの市で独自に保健所を設置しています。

○市町村保健センター

市町村保健センターは、健康相談や保健指導、健康診査などの地域保健に取り組む第一線機関で、住民に対して直接保健サービスを提供しています。

母子保健の分野では、両親（母親）学級や妊婦健康診査、育児相談、乳幼児健康診査、家庭訪問などを行っています。

また、児童虐待への対応では、次のような役割を担っています。

- ・要支援家庭の発見（妊娠届、両親学級、新生児訪問、乳幼児健康診査等でのアセスメント）
- ・生後4か月までの乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業などによる支援
- ・地区組織を活用した子育て支援
- ・児童福祉担当課との協力・連携により、虐待通告も含めた児童相談の受理

○民生委員・児童委員、主任児童委員

児童委員（民生委員と兼務）は、担当する地域の子どもと妊産婦の福祉に関し、相談に応じるとともに、福祉事務所、児童相談所と連携を図り、次のような仕事をしています。

- ・担当地域の子どもに関する状況の把握
- ・保護や指導を必要とする子どもの発見・通告、子どもとその家庭の調査・指導
- ・里親制度のPR、里親申込希望者の発見
- ・子ども会など児童健全育成活動への援助

主任児童委員は、子どもに関する事項を専門的に担当し、地域を担当する児童委員と一体となって活動します。

児童虐待への対応では、地域に密着した活動の中で、家庭状況の把握が可能であり、早期発見の役割が期待されます。また、親子を継続的に見守り、支援していくことや、地域ぐるみでの子育て環境づくりを進めていく役割も担っています。

また、児童虐待の通告では、児童委員は通告の仲介、つまり住民と市町村、県福祉事務所、児童相談所との橋渡しをする役割を担います。

○医療機関

地域の医療機関は、児童虐待が救急医療機関や小児科医などで発見されることもあることから、早期発見において重要な役割を果たします。

また、出産や子どもの病気、親の病気などから、養育力の不足している家庭状況を早期に把握することも可能であるため、地域の関係機関への情報提供が重要な意味を持ちます。

さらに、入院や通院などでの関わりを通じて、在宅支援でも大きな役割を果たします。

○児童福祉施設、里親等

虐待を受けている子どもを親から引き離して保護し、養育します。児童相談所をはじめ関係機関と連携して、子どもの心と体のケアや、親子関係の修復、親子の再統合に向けた支援を行います。

○埼玉県配偶者暴力相談支援センター（婦人相談センター）

婦人相談センターは、「売春防止法」に基づき保護を必要とする女性に対し、相談、指導、保護等の援助を行っています。また、平成13年10月に施行された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）に基づく「配偶者暴力相談支援センター」として、被害者からの相談に応じ、関係機関との連携のもと被害者の一時保護や自立支援を行っています。

○With You さいたま相談室

With You さいたま（埼玉県男女共同参画推進センター）では、男女がそれぞれ自立し自分らしく生きていけるように、さまざまな悩みを共に考えていく相談を行っています。

相談窓口一覧

◎児童相談所（より専門的な児童相談）

児童相談所全国共通ダイヤル（お住まいの地域の児童相談所につながります）
189（いちはやく）

中央児童相談所	048-775-4152
南児童相談所	048-262-4152
川越児童相談所	049-223-4152
所沢児童相談所	04-2992-4152
熊谷児童相談所	048-521-4152
越谷児童相談所	048-975-4152
越谷児童相談所草加支所	048-920-4152

■月曜日～金曜日 8：30～18：15

さいたま市児童相談所	048-711-2416
《上記時間帯以外での緊急性のある児童虐待通報》	
休日夜間児童虐待通報ダイヤル（さいたま市以外）	048-779-1154
市児童虐待通告電話相談24時間（さいたま市）	048-711-6824

◎福祉事務所・保健所

東部中央福祉事務所	048-737-2132
西部福祉事務所	049-283-6780
北部福祉事務所	0495-22-0101
秩父福祉事務所	0494-22-6228
川口保健所	048-262-6111
朝霞保健所	048-461-0468
春日部保健所	048-737-2133
草加保健所	048-925-1551
鴻巣保健所	048-541-0249
東松山保健所	0493-22-0280
坂戸保健所	049-283-7815
狭山保健所	04-2954-6212
加須保健所	0480-61-1216
幸手保健所	0480-42-1101
熊谷保健所	048-523-2811
本庄保健所	0495-22-6481
秩父保健所	0494-22-3824

■月曜日～金曜日 8：30～17：15

さいたま市保健所	048-840-2205
川越市保健所	049-227-5101
越谷市保健所	048-973-7530

■月曜日～金曜日 8：30～17：15

◎その他相談窓口

(子育ての悩みやしつけの問題から、いじめや体罰など子どもに関する電話相談)

子どもスマイルネット(子どもの権利擁護委員会)	048-822-7007
-------------------------	--------------

■10:30~18:00 (祝日・年末年始は除く)

(子どものいじめ、不登校、学校生活、性格などについての電話相談)

よい子の電話教育相談 【小・中・高校生(原則として18歳まで)】に関する相談 (県立総合教育センター)	048-556-0874 (保護者用) 0120-86-3192 (子ども用) #7300 (子ども用)
---	--

■24時間・365日、無休で受付

(子どもの非行、悩みごと、いじめについての相談)

少年相談 ・埼玉県警察少年サポートセンター 月~土 8:30~17:15 (祝日は除く)	048-865-4152 (保護者) 048-861-1152 (少年)
・少年サポートセンター西分室 川越相談室 月~金 9:00~16:00 (祝日は除く)	049-239-6598
・少年サポートセンター北分室 熊谷相談室 月~金 9:00~16:00 (祝日は除く)	048-524-4016
・少年サポートセンター東分室 月~金 9:00~16:00 (祝日は除く)	048-718-4152

(NPO が実施する電話相談)

NPO法人 埼玉子どもを虐待から守る会	048-835-2699
---------------------	--------------

■月曜日~金曜日 10:00~16:00

(子どもの人権に関する相談)

子どもの人権110番 (さいたま地方法務局・埼玉県人権擁護委員連合会)	0120-007-110 048-859-3515
--	------------------------------

■8:30~17:15 (土曜日・日曜日・祝日・年末年始は除く)

(生き方、家族、夫婦、人間関係などの相談)

埼玉県男女共同参画推進センター (With You さいたま)	048-600-3800
---------------------------------	--------------

■月曜日~土曜日 10:00~20:30 (日曜、祝日、年末年始及び毎月第3木曜日は除く)

(ドメスティック・バイオレンス、夫婦間の問題など、女性が抱える悩みの相談)

埼玉県配偶者暴力相談支援センター (婦人相談センター) DV相談担当	048-863-6060
---------------------------------------	--------------

■月曜日~土曜日 9:30~20:30

■日曜日・祝日 9:30~17:00 (年末年始は除く)

(地域の子どもの養護、育成など児童福祉に関する相談)

愛泉こども家庭センター (加須市)	0480-62-2433
こども家庭支援センター「シャローム」 (日高市)	042-989-1535
こどもの心のケアハウス 嵐山学園 (嵐山町)	0493-53-6611

相談窓口一覧

◎児童相談所（より専門的な児童相談）

児童相談所全国共通ダイヤル（お住まいの地域の児童相談所につながります）
189（いちはやく）

中央児童相談所	048-775-4152
南児童相談所	048-262-4152
川越児童相談所	049-223-4152
所沢児童相談所	04-2992-4152
熊谷児童相談所	048-521-4152
越谷児童相談所	048-975-4152
越谷児童相談所草加支所	048-920-4152

■月曜日～金曜日 8：30～18：15

さいたま市児童相談所	048-711-2416
《上記時間帯以外での緊急性のある児童虐待通報》	
休日夜間児童虐待通報ダイヤル（さいたま市以外）	048-779-1154
市児童虐待通告電話相談24時間（さいたま市）	048-711-6824

◎福祉事務所・保健所

東部中央福祉事務所	048-737-2132
西部福祉事務所	049-283-6780
北部福祉事務所	0495-22-0101
秩父福祉事務所	0494-22-6228
川口保健所	048-262-6111
朝霞保健所	048-461-0468
春日部保健所	048-737-2133
草加保健所	048-925-1551
鴻巣保健所	048-541-0249
東松山保健所	0493-22-0280
坂戸保健所	049-283-7815
狭山保健所	04-2954-6212
加須保健所	0480-61-1216
幸手保健所	0480-42-1101
熊谷保健所	048-523-2811
本庄保健所	0495-22-6481
秩父保健所	0494-22-3824

■月曜日～金曜日 8：30～17：15

さいたま市保健所	048-840-2205
川越市保健所	049-227-5101
越谷市保健所	048-973-7530

■月曜日～金曜日 8：30～17：15

◎その他相談窓口

(子育ての悩みやしつけの問題から、いじめや体罰など子どもに関する電話相談)

子どもスマイルネット(子どもの権利擁護委員会)	048-822-7007
-------------------------	--------------

■10:30~18:00 (祝日・年末年始は除く)

(子どものいじめ、不登校、学校生活、性格などについての電話相談)

よい子の電話教育相談 【小・中・高校生(原則として18歳まで)】に関する相談 (県立総合教育センター)	048-556-0874 (保護者用) 0120-86-3192 (子ども用) #7300 (子ども用)
---	--

■24時間・365日、無休で受付

(子どもの非行、悩みごと、いじめについての相談)

少年相談 ・埼玉県警察少年サポートセンター 月~土 8:30~17:15 (祝日は除く)	048-865-4152 (保護者) 048-861-1152 (少年)
・少年サポートセンター西分室 川越相談室 月~金 9:00~16:00 (祝日は除く)	049-239-6598
・少年サポートセンター北分室 熊谷相談室 月~金 9:00~16:00 (祝日は除く)	048-524-4016
・少年サポートセンター東分室 月~金 9:00~16:00 (祝日は除く)	048-718-4152

(NPO が実施する電話相談)

NPO法人 埼玉子どもを虐待から守る会	048-835-2699
---------------------	--------------

■月曜日~金曜日 10:00~16:00

(子どもの人権に関する相談)

子どもの人権110番 (さいたま地方法務局・埼玉県人権擁護委員連合会)	0120-007-110 048-859-3515
--	------------------------------

■8:30~17:15 (土曜日・日曜日・祝日・年末年始は除く)

(生き方、家族、夫婦、人間関係などの相談)

埼玉県男女共同参画推進センター (With You さいたま)	048-600-3800
---------------------------------	--------------

■月曜日~土曜日 10:00~20:30 (日曜、祝日、年末年始及び毎月第3木曜日は除く)

(ドメスティック・バイオレンス、夫婦間の問題など、女性が抱える悩みの相談)

埼玉県配偶者暴力相談支援センター (婦人相談センター) DV相談担当	048-863-6060
---------------------------------------	--------------

■月曜日~土曜日 9:30~20:30

■日曜日・祝日 9:30~17:00 (年末年始は除く)

(地域の子どもの養護、育成など児童福祉に関する相談)

愛泉こども家庭センター (加須市)	0480-62-2433
こども家庭支援センター「シャローム」 (日高市)	042-989-1535
こどもの心のケアハウス 嵐山学園 (嵐山町)	0493-53-6611

第 10 条 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。
 - 二 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。
 - 三 児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応じ、必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。
 - 四 前三号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他につき、必要な支援を行うこと。
- ② 市町村長は、前項第 3 号に掲げる業務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものについては、児童相談所の技術的援助及び助言を求めなければならない。
- ③ 市町村長は、第 1 項第 3 号に掲げる業務を行うに当たつて、医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を必要とする場合には、児童相談所の判定を求めなければならない。
- ④ 市町村は、この法律による事務を適切に行うために必要な体制の整備に努めるとともに、当該事務に従事する職員の人材の確保及び資質の向上のために必要な措置を講じなければならない。

第 10 条の 2 市町村は、前条第 1 項各号に掲げる業務を行うに当たり、児童及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点の整備に努めなければならない。

第 11 条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 第 10 条第 1 項各号に掲げる市町村の業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、市町村職員の研修その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。
- 二 児童及び妊産婦の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。
 - イ 各市町村の区域を超えた広域的な見地から、実情の把握に努めること。
 - ロ 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。
 - ハ 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと。
 - ニ 児童及びその保護者につき、ハの調査又は判定に基づいて心理又は児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導その他必要な指導を行うこと。
 - ホ 児童の一時保護を行うこと。
 - ヘ 里親に関する次に掲げる業務を行うこと。
 - (1) 里親に関する普及啓発を行うこと。
 - (2) 里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと。
 - (3) 里親と第 27 条第 1 項第 3 号の規定により入所の措置が採られて乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設に入所している児童及び里親相互の交流の場を提供すること。

(4) 第27条第1項第3号の規定による里親への委託に資するよう、里親の選定及び里親と児童との間の調整を行うこと。

(5) 第27条第1項第3号の規定により里親に委託しようとする児童及びその保護者並びに里親の意見を聴いて、当該児童の養育の内容その他の厚生労働省令で定める事項について当該児童の養育に関する計画を作成すること。

ト 養子縁組により養子となる児童、その父母及び当該養子となる児童の養親となる者、養子縁組により養子となつた児童、その養親となつた者及び当該養子となつた児童の父母（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項に規定する特別養子縁組により親族関係が終了した当該養子となつた児童の実方の父母を含む。）その他の児童を養子とする養子縁組に関する者につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。

三 前2号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、広域的な対応が必要な業務並びに家庭その他につき専門的な知識及び技術を必要とする支援を行うこと。

② 都道府県知事は、市町村の第10条第1項各号に掲げる業務の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

③ 都道府県知事は、第1項又は前項の規定による都道府県の事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に委任することができる。

④ 都道府県知事は、第1項第2号へに掲げる業務（次項において「里親支援事業」という。）に係る事務の全部又は一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。

⑤ 前項の規定により行われる里親支援事業に係る事務に従事する者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第12条 都道府県は、児童相談所を設置しなければならない。

② 児童相談所は、児童の福祉に関し、主として前条第1項第1号に掲げる業務（市町村職員の研修を除く。）並びに同項第2号（イを除く。）及び第3号に掲げる業務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第22条第2項及び第3項並びに第26条第1項に規定する業務を行うものとする。

③④（略）

第25条 要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。ただし、罪を犯した満14歳以上の児童については、この限りでない。この場合においては、これを家庭裁判所に通告しなければならない。

② 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による通告をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第25条の2 地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童（第31条第4項に規定する延長者及び第33条第8項に規定する保護延長者（次項において「延長者等」という。）を含む。次項において同じ。）の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）により構成される要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置くように

努めなければならない。

- ② 協議会は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者（延長者等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者等を現に監護する者を含む。）又は特定妊婦（以下この項及び第五項において「支援対象児童等」という。）に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。
- ③ 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。
- ④ 協議会を設置した地方公共団体の長は、協議会を構成する関係機関等のうちから、一に限り要保護児童対策調整機関を指定する。
- ⑤ 要保護児童対策調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、支援対象児童等に対する支援が適切に実施されるよう、厚生労働省令で定めるところにより、支援対象児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、児童相談所、養育支援訪問事業を行う者、母子保健法第22条第1項に規定する母子健康包括支援センターその他の関係機関等との連絡調整を行うものとする。
- ⑥ 市町村の設置した協議会（市町村が地方公共団体（市町村を除く。）と共同して設置したものを含む。）に係る要保護児童対策調整機関は、厚生労働省令で定めるところにより、専門的な知識及び技術に基づき前項の業務に係る事務を適切に行うことができる者として厚生労働省令で定めるもの（次項及び第8項において「調整担当者」という。）を置くものとする。
- ⑦ 地方公共団体（市町村を除く。）の設置した協議会（当該地方公共団体が市町村と共同して設置したものを除く。）に係る要保護児童対策調整機関は、厚生労働省令で定めるところにより、調整担当者を置くように努めなければならない。
- ⑧ 要保護児童対策調整機関に置かれた調整担当者は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならない。

第25条の3 協議会は、前条第2項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

第25条の5 次の各号に掲げる協議会を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であつた者
- 二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者
- 三 前2号に掲げる者以外の者 協議会を構成する者又はその職にあつた者

第25条の6 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所は、第25条第1項の規定による通告を受けた場合において必要があると認めるときは、速やかに、当該児童の状況の把握を行うものとする。

第25条の7 市町村（次項に規定する町村を除く。）は、要保護児童若しくは要支援児童及びその

保護者又は特定妊婦（次項において「要保護児童等」という。）に対する支援の実施状況を的確に把握するものとし、第25条第1項の規定による通告を受けた児童及び相談に応じた児童又はその保護者（以下「通告児童等」という。）について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

- 一 第27条の措置を要すると認める者並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を要すると認める者は、これを児童相談所に送致すること。
- 二 通告児童等を当該市町村の設置する福祉事務所の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第6項に規定する知的障害者福祉司（以下「知的障害者福祉司」という。）又は社会福祉主事に指導させること。
- 三 児童自立生活援助の実施が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。
- 四 児童虐待の防止等に関する法律第8条の2第1項の規定による出頭の求め及び調査若しくは質問、第29条若しくは同法第9条第1項の規定による立入り及び調査若しくは質問又は第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護の実施が適当であると認める者は、これを都道府県知事又は児童相談所長に通知すること。

② 福祉事務所を設置していない町村は、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握するものとし、通告児童等又は妊産婦について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

- 一 第27条の措置を要すると認める者並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を要すると認める者は、これを児童相談所に送致すること。
- 二 次条第2号の措置が適当であると認める者は、これを当該町村の属する都道府県の設置する福祉事務所に送致すること。
- 三 助産の実施又は母子保護の実施が適当であると認める者は、これをそれぞれその実施に係る都道府県知事に報告すること。
- 四 児童自立生活援助の実施が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。
- 五 児童虐待の防止等に関する法律第8条の2第1項の規定による出頭の求め及び調査若しくは質問、第29条若しくは同法第9条第1項の規定による立入り及び調査若しくは質問又は第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護の実施が適当であると認める者は、これを都道府県知事又は児童相談所長に通知すること。

第26条 児童相談所長は、第25条第1項の規定による通告を受けた児童、第25条の7第1項第1号若しくは第2項第1号、前条第1号又は少年法（昭和23年法律第168号）第6条の6第1項若しくは第18条第1項の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

- 一 次条の措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告すること。
- 二 児童又はその保護者を児童相談所その他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくは事務所に通わせ当該事業所若しくは事務所において、又は当該児童若しくはその保護者の住所若しくは居所において、児童福祉司若しくは児童委員に指導させ、又は市町村、都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター、都道府県以外の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する

ための法律第5条第16項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業（次条第1項第2号及び第34条の7において「障害者等相談支援事業」という。）を行う者その他当該指導を適切に行うことができる者として厚生労働省令で定めるものに委託して指導させること。

三 児童及び妊産婦の福祉に関し、情報を提供すること、相談（専門的な知識及び技術を必要とするものを除く。）に応ずること、調査及び指導（医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を必要とする場合を除く。）を行うことその他の支援（専門的な知識及び技術を必要とするものを除く。）を行うことを要すると認める者（次条の措置を要すると認める者を除く。）は、これを市町村に送致すること。

四 第25条の7第1項第2号又は前条第2号の措置が適当であると認める者は、これを福祉事務所に送致すること。

五 保育の利用等が適当であると認める者は、これをそれぞれその保育の利用等に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知すること。

六 児童自立生活援助の実施が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。

七 第21条の6の規定による措置が適当であると認める者は、これをその措置に係る市町村の長に報告し、又は通知すること。

八 放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援事業、子ども・子育て支援法第59条第1号に掲げる事業その他市町村が実施する児童の健全な育成に資する事業の実施が適当であると認める者は、これをその事業の実施に係る市町村の長に通知すること。

②（略）

第27条 都道府県は、前条第1項第1号の規定による報告又は少年法第18条第2項の規定による送致のあつた児童につき、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一 児童又はその保護者に訓戒を加え、又は誓約書を提出させること。

二 児童又はその保護者を児童相談所その他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくは事務所に通わせ当該事業所若しくは事務所において、又は当該児童若しくはその保護者の住所若しくは居所において、児童福祉司、知的障害者福祉司、社会福祉主事、児童委員若しくは当該都道府県の設置する児童家庭支援センター若しくは当該都道府県が行う障害者等相談支援事業に係る職員に指導させ、又は市町村、当該都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター、当該都道府県以外の障害者等相談支援事業を行う者若しくは前条第1項第2号に規定する厚生労働省令で定める者に委託して指導させること。

三 児童を小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託し、又は乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させること。

四 家庭裁判所の審判に付することが適当であると認める児童は、これを家庭裁判所に送致すること。

② 都道府県は、肢体不自由のある児童又は重症心身障害児については、前項第三号の措置に代えて、指定発達支援医療機関に対し、これらの児童を入院させて障害児入所施設（第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設に限る。）におけると同様な治療等を行うことを委託することができる。

③ 都道府県知事は、少年法第18条第2項の規定による送致のあつた児童につき、第1項の措置を採るにあつては、家庭裁判所の決定による指示に従わなければならない。

- ④ 第1項第3号又は第2項の措置は、児童に親権を行う者（第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長を除く。以下同じ。）又は未成年後見人があるときは、前項の場合を除いては、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反して、これを採用することができない。
- ⑤ 都道府県知事は、第1項第2号若しくは第3号若しくは第2項の措置を解除し、停止し、又は他の措置に変更する場合には、児童相談所長の意見を聴かなければならない。
- ⑥ 都道府県知事は、政令の定めるところにより、第1項第1号から第3号までの措置（第3項の規定により採るもの及び第28条第1項第1号又は第2号ただし書の規定により採るものを除く。）若しくは第2項の措置を採用する場合又は第1項第2号若しくは第3号若しくは第2項の措置を解除し、停止し、若しくは他の措置に変更する場合には、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。

児童虐待の防止等に関する法律 [平成12年5月24日 法律第82号]

[施行]平成12年11月20日 [最終改正] 平成29年法律第69号

(関係通知)

- H12. 11. 20通知 : 「児童虐待の防止等に関する法律」の施行について
平成12年11月20日 児発第875号 厚生省児童家庭局長通知
- H16. 8. 13通知①: 「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」の施行について
平成16年8月13日 雇児発第0813002号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知
- H16. 8. 13通知②: 特別の支援を要する家庭の児童の保育所入所における取扱い等について
平成16年8月13日 雇児発第0813003号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知
- H20. 3. 14通知 : 「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行について
平成20年3月14日 雇児発第0314001号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知

(目的)

第1条 この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。

[H12. 11. 20通知] 1 法の目的（第1条関係）

- 児童虐待は、家庭内におけるしつけとは明確に異なり、親権や親の懲戒権によって正当化されるものではなく、児童の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、次の世代に引き継がれるおそれもあり、早期に発見し対応することが喫緊の課題となっているところである。
児童虐待の防止等に関する法律は、こうした状況を踏まえ、本問題の解決の緊急性にかんがみ、児童虐待の防止等に関する施策を促進するため、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護のための措置等を定めるものであること。

[H16. 8. 13通知①] 1 目的（法第1条関係）

- 法の目的規定について、
 - ① 児童虐待が児童の人権を著しく侵害するものであり、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすこと、
 - ② 児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務を定めること、
 - ③ 児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置を定めること、が明確にされた。

[H20. 3. 14通知] 1 目的（第1条関係）

- この法律の目的として、「児童の権利利益の擁護に資すること」を明記するものとされた。

(児童虐待の定義)

第2条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（18歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前2号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。

四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。第16条において同じ。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

[H12.11.20通知] 2 児童虐待の定義（第2条関係）

- (1) 第2条における「保護者」とは、児童福祉法と同様に親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現実に監督、保護している場合の者であり、親権者や後見人であっても、児童の養育を他人に委ねている場合は保護者ではないこと。他方、親権者や後見人でなくても、例えば、児童の母親と内縁関係にある者も、児童を現実に監督、保護している場合には保護者に該当するものであること。
- (2) 「現に監護する」とは、必ずしも、児童と同居して監督、保護しなくともよいが、少なくとも当該児童の所在、動静を知り、客観的にその監護の状態が継続していると認められ、また、保護者たるべき者が監護を行う意思があると推定されるものでなければならないこと。また、児童が入所している児童福祉施設の施設長は、児童を現に監護している者であり、「保護者」に該当するものであること。

[H16. 8.13通知①] 2 児童虐待の定義（法第2条関係）

- 児童虐待の定義について、
 - ① 保護者以外の同居人による児童に対する身体的虐待、性的虐待及び心理的虐待を保護者が放置することも、保護者としての監護を著しく怠る行為（いわゆるネグレクト）として児童虐待に含まれること、
 - ② 児童の目前で配偶者に対する暴力が行われること等、直接児童に対して向けられた行為ではなくても、児童に著しい心理的外傷を与えるものであれば児童虐待に含まれること、が明確にされた。

（児童に対する虐待の禁止）

第3条 何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

[H12.11.20通知] 3 児童虐待の禁止（第3条関係）

- 第3条は、何人も、本来保護すべき児童を虐待してはならないことを規定するものであること。本条にいう「虐待」とは、第2条で定義されている保護者による児童虐待のみならず、幅広く児童の福祉を害する行為や不作為を含むものであること。

（国及び地方公共団体の責務等）

第4条 国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援（児童虐待を受けた後18歳となった者に対する自立の支援を含む。第3項及び次条第2項において同じ。）並びに児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。）で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援、医療の提供体制の整備その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、児童相談所等関係機関の職員及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者が児童虐待を早期に発見し、その他児童虐待の防止に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所等関係機関の職員、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援の職務に携わる者の人材の確保及び資質の向上を図るため、研修等必要な措置を講ずるものとする。

- 4 国及び地方公共団体は、児童虐待の防止に資するため、児童の人権、児童虐待が児童に及ぼす影響、児童虐待に係る通告義務等について必要な広報その他の啓発活動に努めなければならない。
- 5 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受けた児童のケア並びに児童虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が児童虐待の防止に果たすべき役割その他児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとする。
- 6 児童の親権を行う者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を有するものであって、親権を行うに当たっては、できる限り児童の利益を尊重するよう努めなければならない。
- 7 何人も、児童の健全な成長のために、家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。）及び近隣社会の連帯が求められていることに留意しなければならない。

[H16. 8.13通知①] 3 国及び地方公共団体の責務等（法第4条関係）

□(1) 児童虐待の防止等のために必要な体制の整備（第1項関係）

① 国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援（児童虐待を受けた後18歳となった者に対する支援を含む。）並びに児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めなければならないこととされた。

② ここで児童虐待を行った保護者に対する「親子の再統合の促進への配慮」その他の児童虐待を受けた児童が「良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮」をした適切な指導及び支援が規定された趣旨は次のとおりである。

児童がその保護者から虐待を受けた場合、必要に応じて児童を保護者から一時的に引き離すことがあるが、そうした場合であっても当該児童及び保護者が親子であることには何ら変わりはなく、保護者が虐待の事実と真摯に向き合い、再び児童とともに生活できるようになる（「親子の再統合」）のであれば、それは児童の福祉にとって最も望ましい。しかしながら、深刻な虐待事例の中には、児童が再び保護者と生活をともにすることが、児童の福祉にとって必ずしも望ましいとは考えられない事例もある。このような場合まで親子の再統合を促進するものではない。

他方、こうした児童や保護者に対する指導や支援について「良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮」が規定されたのは、親子の再統合を目指す事例に限らず、これを行うことができず家庭に戻れなかった事例も含めて、児童に必要なものは「良好な家庭的環境」であるとの考え方からその環境整備に配慮することが想定されているものである。

③ 「関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化」については、「関係省庁」の例としては厚生労働省、文部科学省、警察庁、法務省などが、「関係機関」の例としては、児童相談所、市町村、市町村保健センター、福祉事務所、保健所、主任児童委員を始めとする児童委員、児童福祉施設、里親、家庭裁判所、幼稚園、小学校等の学校・教育委員会、警察、医療機関、人権擁護機関、精神保健福祉センター、教育相談センター、社会教育施設などが想定されるがむしろこれらに限られるものではない。虐待防止の取組はより多くの担い手が必要であることから個人情報保護に十分配慮しつつも、社会福祉法人、NPO等、幅広い民間団体との連携にも配慮することが想定されている。

また、こうした関係機関による連携には、児童の転居時における自治体相互間の連携も含まれ、児童相談所相互間の連携も求められている。

なお、以上のような児童虐待の防止等のためには関係機関の連携による横断的な施策の推進が不可欠との考えから、現在の「努めるものとする」との規定が「努めなければならない」に改められた。

□(2) 研修等の必要な措置（第2項及び第3項関係）

第2項として、国及び地方公共団体は、児童相談所等関係機関の職員及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者が児童虐待を早期に発見し、児童虐待の防止に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるものとされた。

また、現行第2項を改めて第3項とし、国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援を専門的な知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所等関係機関の職員に加え、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他児童の保護及び自立の支援の職務に携わる者の人

材確保と資質向上を図るため、研修等の必要な措置を講ずるものとされた。

なお、第2項及び第3項における「児童相談所等関係機関」とは、第1項における関係機関のうち、特に実際に児童の保護に当たる機関を指し、具体的には、児童相談所（一時保護所）に加えて、福祉事務所、保健所、警察等が想定される。

また、第2項における「児童の福祉に職務上関係のある者」とは、法に直接規定されている学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士のほか、児童委員、人権擁護委員、精神保健福祉相談員、母子自立支援員、婦人相談員などであって職務上児童の福祉に関係のある者が想定される。

□(3) 広報その他の啓発活動（第4項関係）

国及び地方公共団体は、児童虐待の防止に資するため、児童の人権についても必要な広報その他の啓発活動に努めなければならないことが規定された。

□(4) 調査研究及び検証（第5項関係）

我が国が児童虐待防止対策に本格的に取り組んでまだ日も浅く、また諸外国にあっても様々な試行錯誤が試みられている状況を踏まえ、国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受けた児童のケア並びに児童虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が児童虐待の防止に果たすべき役割その他児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとされた。

厚生労働省においては厚生労働科学研究や本年2月27日に公表した「児童虐待死亡事例の検証と今後の虐待防止対策について」などに取り組んでいるところであり、地方公共団体にあっても地域の事情を踏まえた様々な調査研究や検証の実施が想定されている。

[H20. 3.14通知] 2 国及び地方公共団体の責務等（第4条関係）

□(1) 国及び地方公共団体の責務に、児童虐待を受けた児童等に対する「医療の提供体制の整備」を加えるものとされた。

□(2) 国及び地方公共団体の責務に、「児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析」を加えるものとされた。

□(3) 児童の親権を行う者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を有するものであって、親権を行うに当たっては、できる限り児童の利益を尊重するよう努めなければならないものとされた。

（児童虐待の早期発見等）

第5条 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。

3 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

[H16. 8.13通知①] 4 児童虐待の早期発見等（法第5条関係）

□(1) 現行法においては、児童虐待の早期発見に関する努力義務が学校の教職員、児童福祉施設の職員といった個人にのみ課されているため、児童虐待の通告を行う者がその所属する団体の支援を得られない場合があるとの指摘を踏まえ、こうした児童の福祉に職務上関係のある者だけでなく、学校、児童福祉施設、病院等の児童の福祉に業務上関係のある団体も児童虐待の早期発見に責任を負うことが明確にされた。

□(2) こうした児童の福祉に職務上関係のある団体及び個人については、児童虐待の早期発見に努めるだけでなく、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならないこととされた。

□(3) また、幼稚園、小学校等の学校及び保育所等の児童福祉施設は、児童や保護者に接する機会が多いことを踏まえ、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならないこととされた。

（児童虐待に係る通告）

第6条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設

置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

- 2 前項の規定による通告は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条第1項の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。
- 3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第1項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

[H16. 8.13通知①] 5 児童虐待に係る通告（法第6条関係）

□ 児童虐待の早期発見を図るためには、広く通告が行われることが望ましい。しかし、現行の通告の対象は「児童虐待を受けた児童」とされており、基本的には、児童が虐待を受けているところを通告者が目の前で見た、あるいは児童の体に虐待によるあざや傷があるのを見たといった児童虐待が行われていることが明白な場合が想定されていた。

このため通告の対象が「児童虐待を受けた児童」から「児童虐待を受けたと思われる児童」に拡大された。これにより虐待の事実が必ずしも明らかでなくても、一般の人の目から見れば主観的に児童虐待があったであろうという場合であれば、通告義務が生じることとなり、児童虐待の防止に資することが期待されることである。

なお、こうした通告については、法の趣旨に基づくものであれば、それが結果として誤りであったとしても、そのことによって刑事上、民事上の責任を問われることは基本的には想定されないものと考えられる。

第7条 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第1項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

（通告又は送致を受けた場合の措置）

第8条 市町村又は都道府県の設置する福祉事務所が第6条第1項の規定による通告を受けたときは、市町村又は福祉事務所の長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ次に掲げる措置を採るものとする。

一 児童福祉法第25条の7第1項第1号若しくは第2項第1号又は第25条の8第1号の規定により当該児童を児童相談所に送致すること。

二 当該児童のうち次条第1項の規定による出頭の求め及び調査若しくは質問、第9条第1項の規定による立入り及び調査若しくは質問又は児童福祉法第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護の実施が適当であると認めるものを都道府県知事又は児童相談所長へ通知すること。

2 児童相談所が第6条第1項の規定による通告又は児童福祉法第25条の7第1項第1号若しくは第2項第1号若しくは第25条の8第1号の規定による送致を受けたときは、児童相談所長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ次に掲げる措置を採るものとする。

一 児童福祉法第33条第1項の規定により当該児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせること。

二 児童福祉法第26条第1項第3号の規定により当該児童のうち第6条第1項の規定による通告

を受けたものを市町村に送致すること。

三 当該児童のうち児童福祉法第25条の8第3号に規定する保育の利用等（以下この号において「保育の利用等」という。）が適当であると認めるものをその保育の利用等に係る都道府県又は市町村の長へ報告し、又は通知すること。

四 当該児童のうち児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第3項に規定する子育て短期支援事業、同条第5項に規定する養育支援訪問事業、同条第6項に規定する地域子育て支援拠点事業、同条第14項に規定する子育て援助活動支援事業、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号に掲げる事業その他市町村が実施する児童の健全な育成に資する事業の実施が適当であると認めるものをその事業の実施に係る市町村の長へ通知すること。

3 前2項の児童の安全の確認を行うための措置、市町村若しくは児童相談所への送致又は一時保護を行う者は、速やかにこれを行うものとする。

[H16. 8.13通知①] 6 通告又は送致を受けた場合の措置（法第8条関係）

□(1) 児童相談所が通告等を受けたときは、児童相談所長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の手段により当該児童の安全の確認を行うよう努めることとされた。「児童相談所運営指針 平成14年12月12日改訂版」においても、「虐待相談の場合、緊急保護の要否を判断する上で児童の心身の状況を直接観察することが極めて有効」とされており、可能な限り面会による確認を行うことが望ましい。しかし面会以外の手段によっても安全の確認を行うことが可能な場合もあることから、このような規定とされたものである。

□(2) 「近隣住民の協力」については、児童相談所等の関係機関が児童に対する虐待が行われていることに気づかない場合であっても近隣住民は知りうることも想定されることから児童の安全の確認を確実にを行うための1つの手段として規定されたものである。

□(3) 児童相談所による児童の安全確認や一時保護について、「速やかに」行うべき旨は現行法にも規定されているが、この点が別項に強調して規定された。

なお、この点に関しては、都道府県ごとの児童相談体制の整備に格差がある中で全国一律に時間を定めることは困難であるが、安全確認や一時保護を速やかに行うべき旨が強調して規定されることにより、初動の重要性が改めて確認され、より一層速やかに対応されることが期待されることである。

[H20. 3.14通知] 3 安全確認義務（第8条関係）

□(1) 市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長による児童虐待を受けたと思われる児童の安全確認が努力義務であったのを改め、安全確認のために必要な措置を講ずることを義務化するものとされた。

□(2) 市町村長又は都道府県の設置する福祉事務所の長は、出頭要求、調査質問、立入調査又は一時保護の実施が適当であると判断した場合には、その旨を都道府県知事又は児童相談所長に通知するものとされた。

（出頭要求）

第8条の2 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により当該児童の保護者の出頭を求めようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該保護者に対し、出頭を求める理由となった事実の内容、出頭を求める日時及び場所、同伴すべき児童の氏名その他必要な事項を記載した書面により告知しなければならない。

3 都道府県知事は、第1項の保護者が同項の規定による出頭の求めに応じない場合は、次条第1項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問その他の必要な措置を講ずるものとする。

[H20. 3.14通知] 4 出頭要求（第8条の2関係）

- (1) 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、保護者に対し、児童を同伴して出頭することを求め、児童相談所の職員等に必要な調査又は質問をさせることができるものとされた。
- (2) 都道府県知事は、保護者が(1)の出頭の求めに応じない場合、立入調査その他の必要な措置を講ずるものとされた。

（立入調査等）

第9条 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

2 前項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問は、児童福祉法第29条の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問とみなして、同法第61条の五の規定を適用する。

[H12. 11. 20通知] 7 立入調査等（第9条関係）

- (1) 従来、児童福祉法第29条に基づき、児童福祉法第28条の規定による措置を採るため必要があると認めるときは、立入調査等行える旨が規定されていたところであるが、本条の規定により、児童虐待が行われているおそれがあると都道府県知事が認めるときは、立入調査等を実施できることを規定したものであること。
- (2) 第1項に基づく立入り及び調査又は質問を正当な理由なくして拒んだ場合等については、必要に応じて児童福祉法第62条第1号の規定の活用を図ること。なお、本条は、保護者が立入調査を拒否し、施錠してドアを開けない場合などにおいて、鍵やドアを壊して立ち入ることを直ちに可能とするものではないが、事態の緊急性によっては、こうした行為が正当防衛等として許容される場合もあり得ること。

（再出頭要求等）

第9条の2 都道府県知事は、第8条の2第1項の保護者又は前条第1項の児童の保護者が正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

2 第8条の2第2項の規定は、前項の規定による出頭の求めについて準用する。

[H20. 3.14通知] 5 再出頭要求（第9条の2関係）

- 都道府県知事は、保護者が正当な理由なく立入調査を拒否した場合において、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童相談所の職員等に必要な調査又は質問をさせることができるものとされた。

（臨検、捜索等）

第9条の3 都道府県知事は、第8条の2第1項の保護者又は第9条第1項の児童の保護者が正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、当該児童

の安全の確認を行い、又はその安全を確保するため、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、当該児童の住所若しくは居所に臨検させ、又は当該児童を捜索させることができる。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による臨検又は捜索をさせるときは、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。
- 3 都道府県知事は、第1項の許可状（以下「許可状」という。）を請求する場合においては、児童虐待が行われている疑いがあると認められる資料、臨検させようとする住所又は居所に当該児童が現在すると認められる資料及び当該児童の保護者が第9条第1項の規定による立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避したことを証する資料を提出しなければならない。
- 4 前項の請求があった場合においては、地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官は、臨検すべき場所又は捜索すべき児童の氏名並びに有効期間、その期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨、交付の年月日及び裁判所名を記載し、自己の記名押印した許可状を都道府県知事に交付しなければならない。
- 5 都道府県知事は、許可状を児童の福祉に関する事務に従事する職員に交付して、第1項の規定による臨検又は捜索をさせるものとする。
- 6 第1項の規定による臨検又は捜索に係る制度は、児童虐待が保護者がその監護する児童に対して行うものであるために他人から認知されること及び児童がその被害から自ら逃れることが困難である等の特別の事情から児童の生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることにかんがみ特に設けられたものであることを十分に踏まえた上で、適切に運用されなければならない。

[H20. 3.14通知] 6 臨検等（第9条の3から第10条の6まで関係）

- (1) 都道府県知事は、保護者が5の再出頭要求を拒否した場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、児童の安全の確認を行い又はその安全を確保するため、児童の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、児童相談所の職員等に児童の住所若しくは居所に臨検させ、又は児童を捜索させることができるものとされた。
- (2) 警察署長に対する援助要請その他の臨検等に当たって必要な手続等を定めるものとされた。

（臨検又は捜索の夜間執行の制限）

第9条の4 前条第1項の規定による臨検又は捜索は、許可状に夜間でもすることができる旨の記載がなければ、日没から日の出までの間には、してはならない。

- 2 日没前に開始した前条第1項の規定による臨検又は捜索は、必要があると認めるときは、日没後まで継続することができる。

（許可状の提示）

第9条の5 第9条の3第1項の規定による臨検又は捜索の許可状は、これらの処分を受ける者に提示しなければならない。

（身分の証明）

第9条の6 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第9条の3第1項の規定による臨検若しくは捜索又は同条第2項の規定による調査若しくは質問（以下「臨検等」という。）をするときは、

その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(臨検又は捜索に際しての必要な処分)

第9条の7 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第9条の3第1項の規定による臨検又は捜索をするに当たって必要があるときは、錠をはずし、その他必要な処分をすることができる。

(臨検等をする間の出入りの禁止)

第9条の8 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、臨検等をする間は、何人に対しても、許可を受けずにその場所に入出入りすることを禁止することができる。

(責任者等の立会い)

第9条の9 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第9条の3第1項の規定による臨検又は捜索をするときは、当該児童の住所若しくは居所の所有者若しくは管理者（これらの者の代表者、代理人その他これらの者に代わるべき者を含む。）又は同居の親族で成年に達した者を立ち合わせなければならない。

2 前項の場合において、同項に規定する者を立ち合わせることができないときは、その隣人で成年に達した者又はその地の地方公共団体の職員を立ち合わせなければならない。

(警察署長に対する援助要請等)

第10条 児童相談所長は、第8条第2項の児童の安全の確認を行おうとする場合、又は同項第1号の一時保護を行おうとし、若しくは行わせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。都道府県知事が、第9条第1項の規定による立入り及び調査若しくは質問をさせ、又は臨検等をさせようとする場合についても、同様とする。

2 児童相談所長又は都道府県知事は、児童の安全の確認及び安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ迅速かつ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

3 警察署長は、第1項の規定による援助の求めを受けた場合において、児童の生命又は身体の安全を確認し、又は確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

[H12.11.20通知] 8 警察官の援助（第10条関係）

□(1) 第10条（現行第10条第1項）において「必要があると認めるとき」とは、児童相談所長等による職務執行に際し、保護者又は第三者から物理的その他の手段による抵抗を受けるおそれがある場合、現に児童が虐待されているおそれがある場合などであって、児童相談所長等だけでは職務執行をすることが困難なため、警察官の援助を必要とする場合をいうこと。また、児童相談所長等による職務執行とこれに対する警察官の援助を効果的に実施し、児童の保護の万全を期する観点からは、緊急性のある場合などを除き、警察官と児童相談所長等との間で事前に協議を行うことが望ましいこと。

□(2) 警察官の「援助」とは、児童相談所長等による職務執行に際して、当該職務執行が円滑に実施できるようにする目的で警察官が警察法、警察官職務執行法等の法律により与えられている任務と権限に基づいて行う措置をいうこと。なお、本法に基づく安全確認、一時保護、立入調査等の職務執行そのものは、警察官の任務ではなく、児童相談所長等がその専門的知識に基づき行うべきものであること。援助を求められた警察官は、具体的には、

- ① 職務執行の現場に臨場したり、現場付近で待機したり、状況により児童相談所長等と一緒に立ち入ること
- ② 保護者等が暴行、脅迫等により職務執行を妨げようとする場合や児童への加害行為が現に行わ

れようとする場合等において、警察官職務執行法第5条に基づき警告を発し又は行為を制止し、あるいは同法第6条第1項に基づき住居等に立ち入ること

- ③ 現に犯罪に当たる行為が行われている場合に刑事訴訟法第213条に基づき現行犯として逮捕するなどの検挙措置を講じること
などの措置を採ることも考えられること。

なお上記②の警察官職務執行法第6条第1項に基づく立入りについては、立入りの際に、必要があれば、社会通念上相当と認められる範囲内で、鍵を破壊する、妨害する者を排除するなどの実力を行使することもできること。また、上記③の現行犯逮捕において、必要があれば認められる住居等への立入り（刑事訴訟法第220条第1項第1号）についても同様であること。

- (3) 警察官の援助を「求める」とは、児童相談所長等から警察官に援助を求めることであるが、行政組織を一体的に運営し、児童の保護の万全を期する観点から、緊急の場合を除き、児童相談所長から警察署長に対して援助を求めるなど文書で事前に組織上の責任者から責任者に対して行うことを原則とすること。

[H16. 8.13通知①] 7 警察署長に対する援助要請等（法第10条関係）

- (1) 現行法においても、児童相談所等による児童の安全確認等の職務の執行に際し必要があると認めるときは、警察官の援助を求めることができることとされているが、児童相談所による警察官への援助要請がこれまで必ずしも適切に行われず、現行法の規定が適切に運用されてこなかったとの指摘がある。

このため、児童相談所長等による警察署長に対する援助要請は、児童の安全の確認及び安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じて適切に、求めなければならない義務である旨が明確にされたものである。

- (2) また、警察官の援助の下で児童相談所長等が適切に児童の安全確認等の職務を行うことを促すため、児童相談所長等から援助要請を受けた警察署長は、児童の生命又は身体の安全を確認し、又は確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、こうした職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならないこととされた。

- (3) こうした警察署長に対する援助要請については、その運用について既に「児童虐待の防止等に関する法律の施行について」（平成12年11月20日 児発第875号厚生省児童家庭局長通知）及び「子ども虐待対応の手引き」（平成12年11月改訂版）により示しているところであるが、改正法の趣旨を踏まえ、その適切な運用の徹底に遺漏なきようお願いする。

（調書）

第10条の2 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第9条の3第1項の規定による臨検又は捜索をしたときは、これらの処分をした年月日及びその結果を記載した調書を作成し、立会人に示し、当該立会人とともにこれに署名押印しなければならない。ただし、立会人が署名押印をせず、又は署名押印することができないときは、その旨を付記すれば足りる。

（都道府県知事への報告）

第10条の3 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、臨検等を終えたときは、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。

（行政手続法の適用除外）

第10条の4 臨検等に係る処分については、行政手続法（平成5年法律第88号）第3章の規定は、適用しない。

（審査請求の制限）

第10条の5 臨検等に係る処分については、審査請求をすることができない。

（行政事件訴訟の制限）

第10条の6 臨検等に係る処分については、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第37条の4の規定による差止めの訴えを提起することができない。

（児童虐待を行った保護者に対する指導）

- 第11条** 児童虐待を行った保護者について児童福祉法第27条第1項第2号の規定により行われる指導は、親子の再統合への配慮その他の児童虐待を受けた児童が家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。）で生活するために必要な配慮の下に適切に行われなければならない。
- 2 児童虐待を行った保護者について児童福祉法第27条第1項第2号の措置が採られた場合においては、当該保護者は、同号の指導を受けなければならない。
- 3 前項の場合において保護者が同項の指導を受けないときは、都道府県知事は、当該保護者に対し、同項の指導を受けるよう勧告することができる。
- 4 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた保護者が当該勧告に従わない場合において必要があると認めるときは、児童福祉法第33条第2項の規定により児童相談所長をして児童虐待を受けた児童の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させ、同法第27条第1項第3号又は第28条第1項の規定による措置を採る等の必要な措置を講ずるものとする。
- 5 児童相談所長は、第3項の規定による勧告を受けた保護者が当該勧告に従わず、その監護する児童に対し親権を行わせることが著しく当該児童の福祉を害する場合には、必要に応じて、適切に、児童福祉法第33条の7の規定による請求を行うものとする。

[H12. 11. 20通知] 9 指導を受ける義務等（第11条、第13条関係）

- 児童虐待を行った保護者は、児童福祉法第27条第1項第2号に規定する指導措置が採られた場合その指導を受ける義務を負い（第11条第1項（現行第2項））、同号の指導を受けない場合においては、都道府県知事は、当該指導を受けるよう勧告することができる（第11条第2項（現行第3項））こと。当該保護者の児童が児童福祉施設に入所しているか否かを問わない。また、第13条により、児童福祉施設入所措置の解除に当たって、都道府県知事は、児童福祉法第27条第1項第2号の指導を行うこととされた児童福祉司等の意見を聞かなければならず、児童福祉司は児童の家庭復帰の希望、保護者の虐待の原因解消への努力等を確認した上で意見を述べること。

[H16. 8. 13通知①] 8 児童虐待を行った保護者に対する指導（法第11条関係）

- 児童虐待を行った保護者に対する指導について、親子の再統合への配慮その他の児童虐待を受けた児童が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮の下に適切に行わなければならないことが規定された。なお、「親子の再統合への配慮」及び「良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮」の趣旨については3(1)②に示したとおりである。

[H20. 3. 14通知] 7 児童虐待を行った保護者に対する指導（第11条関係）

- (1) 児童虐待を行った保護者に対する指導に係る勧告に保護者が従わなかった場合には、当該保護者の児童について、都道府県知事が一時保護、同意に基づかない施設入所等の措置（以下「強制入所等」という。）その他の必要な措置を講ずる旨が明記された。
- (2) 児童虐待を行った保護者が、保護者に対する指導に係る勧告に従わず、その児童に対し親権を行わせることが著しく当該児童の福祉を害する場合には、必要に応じて、適切に、親権喪失宣告の請求を行うものとされた。

（面会等の制限等）

第12条 児童虐待を受けた児童について児童福祉法第27条第1項第3号の措置（以下「施設入所等の措置」という。）が採られ、又は同法第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護が行われた場合において、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため必要があると認めるときは、児童相談所長及び当該児童について施設入所等の措置が採られている場合における当該施設入所等の措置に係る同号に規定する施設の長は、厚生労働省令で定めるところにより、当該児童虐待を行った保護者について、次に掲げる行為の全部又は一部を制限することができる。

- 一 当該児童との面会

二 当該児童との通信

- 2 前項の施設の長は、同項の規定による制限を行った場合又は行わなくなった場合は、その旨を児童相談所長に通知するものとする。
- 3 児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置（児童福祉法第28条の規定によるものに限る。）が採られ、又は同法第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護が行われた場合において、当該児童虐待を行った保護者に対し当該児童の住所又は居所を明らかにしたとすれば、当該保護者が当該児童を連れ戻すおそれがある等再び児童虐待が行われるおそれがあり、又は当該児童の保護に支障をきたすと認めるときは、児童相談所長は、当該保護者に対し、当該児童の住所又は居所を明らかにしないものとする。

[H12. 11. 20通知] 10 面会又は通信の制限（第12条関係）

- 児童福祉法第28条に基づき、保護者の意に反する措置が採られた場合には、児童に対する保護者の監督権や居所指定権などの親権が制限されていることに鑑み、児童相談所長又は児童福祉法第27条第1項第3号に規定する施設の長は、第12条に基づき、保護者に対して面会又は通信の制限を行うことができること。

[H20. 3. 14通知] 8 面会等の制限等（第12条から第12条の4まで及び第17条関係）

- (1) 一時保護及び同意に基づく施設入所等の措置の場合にも、強制入所等の場合と同様に、児童相談所長等は、児童虐待を行った保護者について当該児童との面会又は通信を制限することができるものとされた。
- (2) 都道府県知事は、強制入所等の場合において、(1)により面会及び通信の全部が制限されているときは、児童虐待を行った保護者に対し、当該児童の身辺へのつきまとい又はその住居等の付近でのはいかいを禁止することを命ずることができるものとされた。また、この命令の違反につき、罰則を設けるものとされた。

第12条の2 児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置（児童福祉法第28条の規定によるものを除く。以下この項において同じ。）が採られた場合において、当該児童虐待を行った保護者に当該児童を引き渡した場合には再び児童虐待が行われるおそれがあると認められるにもかかわらず、当該保護者が当該児童の引渡しを求め、当該保護者が前条第1項の規定による制限に従わないことその他の事情から当該児童について当該施設入所等の措置を採ることが当該保護者の意に反し、これを継続することが困難であると認めるときは、児童相談所長は、次項の報告を行うに至るまで、同法第33条第1項の規定により当該児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。

- 2 児童相談所長は、前項の一時保護を行った、又は行わせた場合には、速やかに、児童福祉法第26条第1項第1号の規定に基づき、同法第28条の規定による施設入所等の措置を要する旨を都道府県知事に報告しなければならない。

[H16. 8. 13通知①] 9 面会又は通信の制限等（法第12条の2関係）

- 虐待を受けた児童について保護者の同意を得て児童福祉施設への入所等の措置が採られた場合であっても、児童との面会や通信を認めた場合、このことが必ずしも児童にとって適当でない場合もある。このため、保護者の同意を得て児童福祉施設への入所等の措置が採られている場合であっても、保護者が児童の引渡しあるいは児童との面会や通信を求め、これを認めた場合には再び虐待が行われ、又は虐待を受けた児童の保護に支障をきたすと認めるときは、児童相談所長は、当該児童に一時保護を行うことができることとし、この一時保護を行った場合には、児童相談所長は、速やかに児童福祉法第28条による児童福祉施設への入所等の措置を要する旨を都道府県知事に報告しなければならないこととされた。このように、保護者の同意に基づく施設入所等の措置の場合であっても、一時保護を経て、児童福祉法第28条の規定に基づき家庭裁判所の承認を得て行う強制的な措置に切り替えることにより、必要に応じて保護者の面会・通信を制限することが可能となることを明確にしたものである。なお、家庭裁判所の審判手続が行われている間に保護者が児童との面会・通信を求めてきた場合の対応方針については別途検討中である。

第12条の3 児童相談所長は、児童福祉法第33条第1項の規定により、児童虐待を受けた児童に

ついて一時保護を行っている、又は適当な者に委託して、一時保護を行わせている場合（前条第1項の一時保護を行っている、又は行わせている場合を除く。）において、当該児童について施設入所等の措置を要すると認めるときであって、当該児童虐待を行った保護者に当該児童を引き渡した場合には再び児童虐待が行われるおそれがあると認められるにもかかわらず、当該保護者が当該児童の引渡しを求めること、当該保護者が第12条第1項の規定による制限に従わないことその他の事情から当該児童について施設入所等の措置を採ることが当該保護者の意に反すると認めるときは、速やかに、同法第26条第1項第1号の規定に基づき、同法第28条の規定による施設入所等の措置を要する旨を都道府県知事に報告しなければならない。

第12条の4 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置（児童福祉法第28条の規定によるものに限る。）が採られ、かつ、第12条第1項の規定により、当該児童虐待を行った保護者について、同項各号に掲げる行為の全部が制限されている場合において、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため特に必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、6月を超えない期間を定めて、当該保護者に対し、当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身边につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所（通学路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。）の付近をはいかいはならないことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項に規定する場合において、引き続き児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため特に必要があると認めるときは、6月を超えない期間を定めて、同項の規定による命令に係る期間を更新することができる。

3 都道府県知事は、第1項の規定による命令をしようとするとき（前項の規定により第1項の規定による命令に係る期間を更新しようとするときを含む。）は、行政手続法第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4 第1項の規定による命令をするとき（第2項の規定により第1項の規定による命令に係る期間を更新するときを含む。）は、厚生労働省令で定める事項を記載した命令書を交付しなければならない。

5 第1項の規定による命令が発せられた後に児童福祉法第28条の規定による施設入所等の措置が解除され、停止され、若しくは他の措置に変更された場合又は第12条第1項の規定による制限の全部又は一部が行われなくなった場合は、当該命令は、その効力を失う。同法第28条第3項の規定により引き続き施設入所等の措置が採られている場合において、第1項の規定による命令が発せられたときであって、当該命令に係る期間が経過する前に同条第2項の規定による当該施設入所等の措置の期間の更新に係る承認の申立てに対する審判が確定したときも、同様とする。

6 都道府県知事は、第1項の規定による命令をした場合において、その必要がなくなつたと認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、その命令を取り消さなければならない。

（施設入所等の措置の解除）

第13条 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、及び当該児童の保護者について児童福祉法第27条第1項第2号の措置が採られた場合において、当該児童に

ついて採られた施設入所等の措置を解除しようとするときは、当該児童の保護者について同号の指導を行うこととされた児童福祉司等の意見を聴くとともに、当該児童の保護者に対し採られた当該指導の効果、当該児童に対し再び児童虐待が行われることを予防するために採られる措置について見込まれる効果その他厚生労働省令で定める事項を勘案しなければならない。

- 2 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、又は児童福祉法第33条第2項の規定による一時保護が行われた場合において、当該児童について採られた施設入所等の措置又は行われた一時保護を解除するときは、当該児童の保護者に対し、親子の再統合の促進その他の児童虐待を受けた児童が家庭で生活することを支援するために必要な助言を行うことができる。
- 3 都道府県知事は、前項の助言に係る事務の全部又は一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。
- 4 前項の規定により行われる助言に係る事務に従事する者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

[H20. 3.14通知] 9 施設入所等の措置の解除（第13条関係）

- 都道府県知事は、施設入所等の措置を解除するに当たっては、児童虐待を行った保護者の指導に当たった児童福祉司等の意見を聴くとともに、当該保護者に対し採られた措置の効果、児童虐待が行われることを予防するために採られる措置について見込まれる効果等を勘案しなければならないものとされた。

（施設入所等の措置の解除等の安全確認等）

第13条の2 都道府県は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、又は児童福祉法第33条第2項の規定による一時保護が行われた場合において、当該児童について採られた施設入所等の措置若しくは行われた一時保護を解除するとき又は当該児童が一時的に帰宅するときは、必要と認める期間、市町村、児童福祉施設その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、当該児童の家庭を継続的に訪問することにより当該児童の安全の確認を行うとともに、当該児童の保護者からの相談に応じ、当該児童の養育に関する指導、助言その他の必要な支援を行うものとする。

（児童虐待を受けた児童等に対する支援）

第13条の3 市町村は、子ども・子育て支援法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設（次項において「特定教育・保育施設」という。）又は同法第43条第3項に規定する特定地域型保育事業（次項において「特定地域型保育事業」という。）の利用について、同法第42条第1項若しくは第54条第1項の規定により相談、助言若しくはあっせん若しくは要請を行う場合又は児童福祉法第24条第3項の規定により調整若しくは要請を行う場合には、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならない。

- 2 特定教育・保育施設の設置者又は子ども・子育て支援法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者は、同法第33条第2項又は第45条第2項の規定により当該特定教育・保育施設を利用する児童（同法第19条第1項第2号又は第3号に該当する児童に限る。以下この項において同じ。）又は当該特定地域型保育事業者に係る特定地域型保育事業を利用する児童を選考するときは、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその年齢及び能力に応じ十分な教育が受けられ

るようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

- 4 国及び地方公共団体は、居住の場所の確保、進学又は就業の支援その他の児童虐待を受けた者の自立の支援のための施策を講じなければならない。

(資料又は情報の提供)

第13条の4 地方公共団体の機関及び病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に関係する機関（地方公共団体の機関を除く。）並びに医師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(都道府県児童福祉審議会等への報告)

第13条の5 都道府県知事は、児童福祉法第8条第2項に規定する都道府県児童福祉審議会（同条第1項ただし書に規定する都道府県にあつては、地方社会福祉審議会）に、第9条第1項の規定による立入り及び調査又は質問、臨検等並びに児童虐待を受けた児童に行われた同法第33条第1項又は第2項の規定による一時保護の実施状況、児童の心身に著しく重大な被害を及ぼした児童虐待の事例その他の厚生労働省令で定める事項を報告しなければならない。

(親権の行使に関する配慮等)

第14条 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、民法（明治29年法律第89号）第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超えて当該児童を懲戒してはならず、当該児童の親権の適切な行使に配慮しなければならない。

- 2 児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない。

(親権の喪失の制度の適切な運用)

第15条 民法に規定する親権の喪失の制度は、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護の観点からも、適切に運用されなければならない。

(延長者等の特例)

第16条 児童福祉法第31条第4項に規定する延長者（以下この条において「延長者」という。）、延長者の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者を現に監護する者（以下この項において「延長者の監護者」という。）及び延長者の監護者がその監護する延長者について行う次に掲げる行為（以下この項において「延長者虐待」という。）については、延長者を児童と、延長者の監護者を保護者と、延長者虐待を児童虐待と、同法第31条第2項から第4項までの規定による措置

を同法第27条第1項第1号から第3号まで又は第2項の規定による措置とみなして、第11条第1項から第3項まで及び第5項、第12条の4並びに第13条第1項の規定を適用する。

- 一 延長者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 延長者にわいせつな行為をすること又は延長者をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 延長者の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、延長者の監護者以外の同居人による前2号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の延長者の監護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 延長者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、延長者が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の延長者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

2 延長者又は児童福祉法第33条第8項に規定する保護延長者（以下この項において「延長者等」という。）、延長者等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者等を現に監護する者（以下この項において「延長者等の監護者」という。）及び延長者等の監護者がその監護する延長者等について行う次に掲げる行為（以下この項において「延長者等虐待」という。）については、延長者等を児童と、延長者等の監護者を保護者と、延長者等虐待を児童虐待と、同法第31条第2項から第4項までの規定による措置を同法第27条第1項第1号から第3号まで又は第2項の規定による措置と、同法第33条第6項から第9項までの規定による一時保護を同条第1項又は第2項の規定による一時保護とみなして、第11条第4項、第12条から第12条の3まで、第13条第2項から第4項まで、第13条の2、第13条の4及び第13条の5の規定を適用する。

- 一 延長者等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 延長者等にわいせつな行為をすること又は延長者等をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 延長者等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、延長者等の監護者以外の同居人による前2号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の延長者等の監護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 延長者等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、延長者等が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の延長者等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

（大都市等の特例）

第17条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）並びに児童福祉法第59条の4第1項に規定する児童相談所設置市においては、政令で定めるところにより、指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

（罰則）

第18条 第12条の4第1項（第16条第1項の規定によりみなして適用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による命令（第12条の4第2項（第16条第1項の規定によりみな

して適用する場合を含む。)の規定により第12条の4第1項の規定による命令に係る期間が更新された場合における当該命令を含む。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第19条 第13条第4項(第16条第2項の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 (平成16年法律第30号) 抄

(検討)

第2条 児童虐待の防止等に関する制度に関しては、この法律の施行後3年以内に、児童の住所又は居所における児童の安全の確認又は安全の確保を実効的に行うための方策、親権の喪失等の制度のあり方その他必要な事項について、この法律による改正後の児童虐待の防止等の法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則

(平成19年法律第73号) 抄

(検討)

第2条 政府は、この法律の施行後三年以内に、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から親権に係る制度の見直しについて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(平成28年法律第63号) 抄

(検討等)

第2条 政府は、この法律の施行後速やかに、児童の福祉の増進を図る観点から、特別養子縁組制度の利用促進の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行後速やかに、児童福祉法第6条の3第8項に規定する要保護児童(次項において「要保護児童」という。)を適切に保護するための措置に係る手続における裁判所の関与の在り方について、児童虐待の実態を勘案しつつ検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、この法律の施行後2年以内に、児童相談所の業務の在り方、第1条の規定による改正後の児童福祉法第25条第1項の規定による要保護児童の通告の在り方、児童及び妊産婦の福祉に関する業務に従事する者の資質の向上を図るための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

4 政府は、前3項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案し、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

児童虐待防止に向けた学校における適切な対応について（通知）

平成16年1月30日 15初児生第18号 文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知

児童虐待防止に向けた対応については、これまでも「児童虐待の防止等に関する法律」の施行について（平成12年11月20日付け文生参第352号）等により、「児童虐待の防止等に関する法律」（平成12年法律第82号）の周知及び児童虐待の早期発見・対応、被害を受けた児童の適切な保護が行われるようお願いしているところです。

しかしながら、大阪府岸和田市における事件を始め深刻な虐待事例が続発していることから、文部科学省としては、児童虐待防止に向けた学校における対応は、緊急かつ徹底して取り組むべき課題であると考えております。

については、都道府県教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管課にあっては所轄の私立学校に対して、下記の事項に留意のうえ、児童虐待防止に向けてより一層適切な対応がなされるよう御指導をお願いします。

なお、本件については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長からも各都道府県及び各指定都市の児童福祉主管部（局）長に対し、別添のとおり通知されておりますので申し添えます。

記

- 1 学校の教職員は、職務上、児童虐待を発見しやすい立場にあることを再確認し、学校生活のみならず幼児児童生徒の日常生活面について十分な観察、注意を払いながら教育活動をする中で、児童虐待の早期発見・対応に努める必要があること。

そのために、学級担任、生徒指導担当教員、養護教諭、スクールカウンセラーなど教職員等が協力して、日頃から幼児児童生徒の状況の把握に努めるとともに、幼児児童生徒がいつでも相談できる雰囲気を醸成すること。

不登校児童生徒が家庭等にいる場合についても、学級担任等の教職員が児童生徒の状況に応じて家庭への訪問を行うことなどを通じて、その状況の把握に努めること。

- 2 虐待を受けた幼児児童生徒を発見した場合は、速やかに児童相談所又は福祉事務所へ通告すること。

児童虐待の疑いがある場合には、確証がないときであっても、早期発見の観点から、児童相談所等の関係機関へ連絡、相談をするなど、日頃からの連携を十分に行うこと。

関係機関への通告又は相談を行った後においても、当該機関と連携して当該幼児児童生徒への必要な支援を行うこと。

- 3 上記の対応に当たっては、管理職への報告、連絡及び相談を徹底するなど、学校として組織的に取り組むとともに、教育委員会への連絡、又は必要に応じて相談を行うこと。

（別添）略

現在長期間学校を休んでいる児童生徒の状況等に関する調査結果とその対応について（通知）

平成16年4月15日 16初児生第2号 文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知

標記の調査を全公立小中学校について実施したところ、結果は別添1のとおりとなりました。

児童生徒の状況の把握や児童虐待防止に向けた対応につきましては、本年1月30日付け通知「児童虐待防止に向けた学校における適切な対応について」（15初児生第18号）や本年2月6日に開催した「平成15年度第2回都道府県・指定都市生徒指導担当指導主事連絡会議」等において、日ごころからの児童生徒の状況把握、関係機関等との連携、学校としての組織的な対応や教育委員会との連携など、適切な対応が図られるようお願いしているところです。

ついては、今回の調査結果を踏まえ、都道府県教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県私立学校主管課にあっては所轄の私立学校に対して、下記の点に留意の上、児童生徒の状況の把握に一層努めるとともに、児童虐待防止へ向けての一層適切な対応が図られるよう御指導をお願いいたします。

なお、児童虐待の問題につきましては、「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、また、「児童福祉法の一部を改正する法律案」が国会に提出されておりますので、参考までに概要（別添2及び3）をお送りいたします。これらにつきましては、今後、必要に応じ情報提供等を行うこととしておりますのでよろしくをお願いいたします。

記

1 長期にわたって欠席している児童生徒の状況の把握について

- (1) 長期にわたって欠席している児童生徒については、その要因や背景は様々であることから、状況を適切に把握した上で対応を検討する必要があること。その際、長期にわたる欠席の背景に児童虐待が潜んでいる場合があるという認識を持ち、学校は、当該児童生徒の家庭等における状況の把握に特に努める必要があること。
- (2) 教職員が当該児童生徒に会えていないなど状況の把握が困難な場合については、校内の不登校対策委員会等を活用して学校としての対応方針について具体的に検討し、対応すること。
- (3) 児童生徒本人の心身上の理由により会うことができない場合などにあっても、対応を学級担任のみに任せるのではなく、生徒指導担当教員、養護教諭、スクールカウンセラー、相談員等、当該児童生徒と関わりを持てる者が継続的に家庭訪問を行うなど、学校として組織的な対応を行うこと。その際、保護者と会うことができる場合には、保護者との信頼関係を築きつつ、保護者を通じての状況把握に努めること。状況に応じて、学校から医療機関や相談機関等の専門機関へ相談したり、保護者へ専門機関を紹介することも考えられること。
- (4) 当該児童生徒に会うことができず保護者から協力が得られないなど、学校関係者のみでは当該児童生徒の状況把握が困難である場合には、学校だけで対応しようとせず、早期に教育委員会への連絡、相談を行うとともに、地域の民生・児童委員、主任児童委員、児童相談所、福祉事務所、警察署、少年サポートセンター、少年補導センターなどの関係機関等の協力を得て状況把握に努めること。
- (5) 長期にわたって状況の改善が見られない場合などにおいても、学校は、在籍している当該児童

生徒への意識を低下させることなく、家庭訪問等を継続するなど、当該児童生徒への関わりを持ち続け、状況の把握に努めること。その際、個別の児童生徒ごとに関係機関等から構成されるサポートチームの活用や教育支援センター（適応指導教室）等が行う訪問指導の活用など効果的な取組に努めること。

- (6) 学校関係者が家庭訪問等を行う際は、当該児童生徒が長期欠席や不登校に至った経緯を踏まえ、当該児童生徒及び保護者の心情等には十分配慮し、機械的な働きかけをすることで児童生徒及び保護者を追い詰めることなどがないようにすること。
- (7) 教育委員会は、定期的な学校からの報告や学校訪問を通じ、日ごろから域内の児童生徒の状況把握に努めること。また、学校からの連絡、相談等に対しては、具体的な指導、助言を行い、学校を積極的に支援すること。学校だけでは対応が困難な場合については、学校に対して、サポートチームの活用や教育支援センター等が行う訪問指導の活用など関係機関等との連携について具体的な指導、助言を行うこと。その際、学校に対して適切な関係機関等を紹介したり、教育委員会から関係機関等へ働きかけるよう努めること。

2 児童虐待防止に向けての適切な対応について

- (1) 学校の教職員は、職務上、児童虐待を発見しやすい立場にあることから、学校生活のみならず、幼児児童生徒の日常生活面について十分な観察、注意を払いながら教育活動をする中で、児童虐待の早期発見・対応に努める必要があること。
- (2) 児童虐待を受けた幼児児童生徒を発見した場合は、速やかに児童相談所又は福祉事務所へ通告すること。また、児童虐待の疑いがある場合には、児童相談所等の関係機関へ連絡、相談を行い、その際は疑いの根拠となる事情を明確に伝えること。さらに、関係機関へ相談等を行った後も、関係機関と連携し、当該幼児児童生徒の状況把握を行うなど、必要な支援を継続して行うこと。
児童虐待の防止等に関する法律において、通告を受けた児童相談所等の職員等は、当該通告を行った者を特定させる情報を漏らしてはならないこととされており、学校においては、幼児児童生徒の保護者との関係が悪化することなどを懸念して通告をためらうことがないようにすること。
- (3) 今回の調査結果においては、関係機関等へ相談等を行わず学校のみで対応した理由として、「学校の指導により状況が解消・改善されたため」、「状況を確認中のため」、「虐待の事実がないことが判明したため」などが挙げられているが、児童虐待の疑いがある場合には、確証がないときであっても、早期発見の観点から、児童相談所等の関係機関へ連絡、相談することが重要であること。
- (4) 教育委員会は、児童虐待に関する域内の学校からの連絡、相談等に対して適切な指導、助言を行うこと。また、教職員一人一人が児童虐待に関する知識や理解を有した上で、幼児児童生徒の行動の変化等に注目することが児童虐待の早期発見・対応には不可欠であり、そのための研修の充実を図ること。
- (5) 学校及び教育委員会は、虐待防止ネットワークに参加するとともに、教職員等に対して、学校及び教職員等に期待されている役割や関係機関等の役割の周知に努めるなどにより、日ごろから関係機関等との連携を推進し、児童虐待防止に向けた取組の一層の充実を図ること。

(別添1)

**現在長期間学校を休んでいる児童生徒の状況
及び児童虐待に関する関係機関等への連絡等の状況について<概要>**
(都道府県教育委員会を通じ公立小中学校について調査した結果)

1 現在長期間学校を休んでいる児童生徒の状況

(平成16年3月1日現在 「30日」は平成16年1月31日～2月29日である)

- 学校を30日以上連続して休んでいる児童生徒数は49,352人
- 30日以上連続して休んでいる児童生徒のうち、学校の教職員が会えていない児童生徒数は13,902人(28.2%)
(うち、教職員がその保護者には会えていることを学校が把握している数は10,012人)
- 30日以上連続して休んでいる児童生徒のうち、学校も他の機関の職員等も会えていないと思われる児童生徒数は9,945人(20.2%)
- 学校も他の機関の職員等も会えていない主な理由は、
 - ・児童生徒本人の心身上の理由により会うことができない(66.1%)
 - ・保護者の拒絶により会うことができない(9.1%)
 - ・その他(居所が不明、域外に居住、連絡が取れない等)(16.7%) など

2 児童虐待に関する教育委員会や関係機関等への連絡等の状況

(平成15年4月～平成16年2月)

- 児童虐待の発見や疑いにより、学校が教育委員会へ報告・連絡・相談を行った児童生徒数は5,837人
- 児童虐待の発見や疑いにより、学校が関係機関等へ通告・連絡・相談を行った児童生徒数は8,051人
- 学校が最初に通告・連絡・相談等を行った関係機関等は、
 - ・児童相談所(63.1%)
 - ・福祉事務所(10.8%)
 - ・警察(2.2%)
 - ・その他(民生・児童委員,主任児童委員,都道府県・市町村の福祉部局等)(23.9%)
- 虐待を疑った際、学校のみで対応した児童生徒数は597人
- 学校のみで対応した理由は
 - ・学校の指導により状況が解消・改善されたため
 - ・状況を確認中のため
 - ・虐待の事実がないことが判明したため など

(別添2、3)略

学校等における児童虐待防止に向けた取組の推進について（通知）

平成18年6月5日 18初児生第11号 文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知

児童虐待については、児童相談所への児童虐待に関する相談件数が年々増加の一途をたどっていること、重大な児童虐待事件があとを絶たないこと、及び医療的ケアが必要となるような困難な事例が増加していることなど、依然として深刻な社会問題となっております。

その中、近年、「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成16年法律第30号。）」（以下、「改正虐待防止法」という。）及び「児童福祉法の一部を改正する法律（平成16年法律第153号。）」（以下、「改正児童福祉法」という。）など児童虐待防止に関する各種法改正が行われており、特に改正虐待防止法に基づき、学校及び教職員に対しては、日頃から子ども達に接する立場及び子どもの教育的指導に当たる機関としての立場から、児童虐待の防止等のために適切な役割を果たすよう、早期発見の努力義務や関係機関への通告義務などの責務が課されております。

以上のような背景の下に、文部科学省では、昨年4月に「学校等における児童虐待防止に向けた取組に関する調査研究会議」（別紙1）に委託し、改正虐待防止法及び改正児童福祉法の施行を踏まえ、学校等における児童虐待防止のための取組みの現状と課題を探り、その対処方策を検討することを目的として、学校等における児童虐待防止に関する現状調査と国内外の取組事例を調査研究し、今回、その報告書を取りまとめましたので、別添のとおり送付します。

貴職におかれては、本資料の内容（別紙2）及び下記の点を踏まえ、所管の学校又は域内の市区町村の教育委員会等に対し、学校及び教職員に対する法令上の義務等に関して改めて周知徹底を図るとともに、学校等における児童虐待防止のための取組がより一層適切に推進されるよう、ご指導をお願いします。

記

1 虐待防止法等の趣旨の徹底

各教育委員会等においては、学校等に対して、「児童虐待の防止等に関する法律の施行について（通知）」（平成12年11月20日。文生参第352号。）及び「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行について（通知）」（平成16年8月13日。文科生第313号。）等を参考にし、特に、以下の点についての周知徹底を図ること。

(1) 児童虐待の早期発見等

改正虐待防止法上、学校及び学校の教職員は、①児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならないこと（同法第5条第1項）、②児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならないこと（同条第2項）、③児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならないこと（同条第3項）などの責務が課されていること。

(2) 児童虐待に係る通告

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならないこと（同法第6条第1項）。

2 児童虐待防止に向けた学校等における適切な対応

各教育委員会等においては、学校等に対して、「児童虐待防止に向けた学校における適切な対応について（通知）」（平成16年1月30日。15初児生第18号。）及び「現在長期間学校を休んでいる児童生徒の状況等に関する調査結果とその対応について（通知）」（平成16年4月15日。16初児生第2号。）を参考にして、改めて、以下の点についての指導の徹底を図ること。

- (1) 学校の教職員は、職務上、児童虐待を発見しやすい立場にあることを再確認し、学校生活のみならず、幼児児童生徒の日常生活面について十分な観察、注意を払いながら教育活動をする中で、児童虐待の早期発見・対応に努める必要があること。そのために、学級担任、生徒指導担当教員、養護教諭、スクールカウンセラーなど教職員等が協力して、日頃から幼児児童生徒の状況の把握に努めるとともに、幼児児童生徒がいつでも相談できる雰囲気を醸成すること。
- (2) 虐待を受けた幼児児童生徒を発見した場合には、速やかに児童相談所又は福祉事務所等へ通告すること。児童虐待の疑いがある場合には、確証がないときであっても、早期発見の観点から、児童相談所等の関係機関へ連絡、相談をするなど、日頃からの連携を十分に行うこと。関係機関への通告又は相談を行った後においても、当該機関と連携して当該幼児児童生徒への必要な支援を行うこと。

特に、学校においては、幼児児童生徒の保護者との関係が悪化することなどを懸念して通告をためらうことがないようにすること。
- (3) 上記の対応に当たっては、管理職への報告、連絡及び相談を徹底するなど、学校として組織的に取り組むとともに、教育委員会への連絡、又は必要に応じて相談を行うこと。

3 教育委員会等の責務

各教育委員会等においては、児童福祉部局等や関係機関と連携しながら、地域の実情に応じて、以下の点に関する取組の推進を図ること。

- (1) 児童虐待の予防及び早期発見並びに迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援等を行うため、関係機関との連携の強化等のために必要な体制の整備に努めること。

また、学校及び教育委員会は、虐待防止ネットワークに参加するとともに、特に教育委員会は、教職員等に対して、学校及び教職員等に期待されている役割や関係機関等の役割の周知に努めるなどにより、日ごろから関係機関等との連携を推進すること。
- (2) 学校の教職員が、児童虐待の早期発見・早期通告等児童虐待の防止に寄与するとともに児童虐待を受けた幼児児童生徒の自立の支援等について適切に対応できるようにするため、研修等必要な措置を講ずること。
- (3) 児童虐待の防止に資するため、幼児児童生徒の人権、児童虐待が幼児児童生徒に及ぼす影響及び児童虐待に係る通告義務等について、必要な広報その他の啓発活動に努めること。
- (4) 児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受けた幼児児童生徒のケア、並びに学校の教職員等が児童虐待の防止に果たすべき役割等についての調査研究及び検証を行うこと。
- (5) 児童虐待を受けた幼児児童生徒が、その年齢及び能力に応じ十分な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講ずること。

(別添1、2)略

学校等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について（通知）

平成22年3月24日 21文科初第775号 文部科学大臣政務官通知

児童虐待については、児童相談所への児童虐待に関する相談件数が年々増加の一途をたどっているほか、重大な児童虐待事件も跡を絶たないなど依然として深刻な社会問題となっており、これまでも児童虐待の早期発見・早期対応、被害を受けた幼児児童生徒の適切な保護等、児童虐待防止に向けた適切な対応が図られるよう繰り返しお願いしているところです。

しかしながら、先般、東京都江戸川区において発生した、児童虐待により小学校1年生の児童が亡くなった事件では、学校と市町村、児童相談所等の関係機関の連携が十分に機能しなかったことが問題点の一つとして指摘されているところです。

このたび、このような観点を踏まえ、文部科学省、厚生労働省で協議の上、別添1のとおり「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」を作成しましたので、地域の実情に応じて適切に運用されるよう、上記指針の内容について御了知いただくとともに、所管の学校又は域内の市区町村の教育委員会等に対し、御指導をお願いします。

なお、本件については、別添2のとおり厚生労働省雇用均等・児童家庭局長からも、各都道府県知事、指定都市市長及び児童相談所設置市市長に対し、通知されておりますので申し添えます。

（別 添1）

学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針

1 趣旨

本指針は、学校及び保育所から市町村又は児童相談所（以下「市町村等」という。）への児童虐待の防止に係る資料及び情報の定期的な提供（以下「定期的な情報提供」という。）に関し、定期的な情報提供の対象とする児童、頻度・内容、依頼の手続等の事項について、児童虐待の防止等に関する法律第13条の3の規定に沿った基本的な考え方を示すものである。

2 定期的な情報提供の対象とする児童

(1) 市町村が求める場合

要保護児童対策地域協議会（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会をいう。以下「協議会」という。）において児童虐待ケースとして進行管理台帳（注）に登録されており、かつ、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（以下「学校」という。）に在籍する幼児児童生徒及び保育所に在籍する乳幼児（以下「幼児児童生徒等」という。）を対象とする。

（注）進行管理台帳とは、市町村内における虐待ケース等に関して、子ども及び保護者に関する情報やその状況の変化等を記載し、協議会において、絶えず、ケースの進行管理を進めるための台帳であり、協議会の中核機関である調整機関において作成するものである。

(2) 児童相談所が求める場合

児童相談所（児童福祉法第12条に規定する児童相談所をいう。以下同じ。）が管理している児童虐待ケースであって、協議会の対象となっておらず、かつ、学校等及び保育所から通告があったものなど児童相談所において必要と考える幼児児童生徒等を対象とする。

3 定期的な情報提供の頻度・内容

(1) 定期的な情報提供の頻度

定期的な情報提供の頻度は、おおむね1か月に1回を標準とする。

(2) 定期的な情報提供の内容

定期的な情報提供の内容は、上記2 (1) 及び (2) に定める幼児児童生徒等についての、対象期間の出欠状況、(欠席があった場合の) 家庭からの連絡の有無、欠席の理由とする。

4 定期的な情報提供の依頼の手続

(1) 市町村について

市町村は、上記2 (1) に定める幼児児童生徒等について、当該幼児児童生徒等が在籍する学校及び保育所に対して、対象となる幼児児童生徒等の氏名、上記3 (2) に定める定期的な情報提供の内容、提供を希望する期間等を記載した書面を送付する。

(2) 児童相談所について

児童相談所は、上記2 (2) に定める幼児児童生徒等について、当該幼児児童生徒等が在籍する学校及び保育所に対して、対象となる幼児児童生徒等の氏名、上記3 (2) に定める定期的な情報提供の内容、提供を希望する期間等を記載した書面を送付する。

5 機関(学校及び保育所を含む。)間での合意

(1) 上記4により、市町村等が学校及び保育所に対し、定期的な情報提供の依頼を行う場合は、この仕組みが円滑に活用されるよう、市町村等と学校及び保育所との間で協定を締結するなど、事前に機関の間で情報提供の仕組みについて合意した上で、個別の幼児児童生徒等の情報提供の依頼をすることが望ましいものであること。

(2) 協定の締結等による機関間での合意に際しては、本指針に掲げる内容を基本としつつも、より実効性のある取組となるよう、おおむね1か月に1回を標準としている定期的な情報提供の頻度を柔軟に設定したり、対象となる幼児児童生徒等の範囲を柔軟に設定したり、定期的な情報提供の内容をより幅広く設定するなど、地域の実情を踏まえたものにする事。

(3) 学校は、市町村等と協定の締結等により機関間での合意をしたときは、その内容等を設置者である教育委員会、国立大学法人、都道府県私立学校主管部課(以下「教育委員会等」とする。)に対しても報告すること。

6 定期的な情報提供の方法等

(1) 提供の方法

学校及び保育所は、市町村等から、上記4の依頼文書を受けた場合、依頼のあった期間内において、定期的な上記3に定める定期的な情報提供を書面にて行う。

(2) 教育委員会等への報告等

学校が市町村等へ定期的な情報提供を行った場合は、併せて教育委員会等に対してもその写しを送付すること。また、市町村等へ定期的な情報提供を行うに際しては、地域の実情に応じて教育委員会等を経由することも可能とする。

7 緊急時の対応

定期的な情報提供の期日より前であっても、学校及び保育所において、不自然な外傷、理由不明又

は連絡のない欠席が続く、対象となる幼児児童生徒等から虐待についての証言が得られた、帰宅を嫌がる、家庭環境の変化など、新たな児童虐待の兆候や状況の変化等を把握したときは、定期的な情報提供の期日を待つことなく、適宜適切に市町村等に情報提供又は通告をすること。

8 情報提供を受けた市町村等の対応について

(1) 市町村について

- ① 学校及び保育所から上記6の定期的な情報提供又は上記7の緊急時における情報提供を受けた市町村は、必要に応じて当該学校及び保育所から更に詳しく事情を聞くこととし、これらの情報を複数人で組織的に評価する。

なお、詳細を確認する内容としては、外傷、衣服の汚れ、学校での相談、健康診断の回避、家庭環境の変化、欠席の背景、その他の虐待の兆候をうかがわせる事実を確認できた場合には当該事項等が考えられる。

- ② ①の評価を踏まえて、必要に応じて関係機関にも情報を求める、自ら又は関係機関に依頼して家庭訪問を行う、個別ケース検討会議の開催など状況把握及び対応方針の検討を組織として行う。
- ③ 対応が困難な場合には児童相談所に支援を求めるとともに、専門的な援助や家庭への立入調査等が必要と考えられる場合は、速やかに児童相談所へ送致又は通知を行う。
- ④ 協議会においては、市町村内における全ての虐待ケース（上記2（2）の場合を除く。）について進行管理台帳を作成し、実務者会議の場において、定期的に（例えば3か月に1度）、状況確認、主担当機関の確認、援助方針の見直し等を行うことを徹底すること。

(2) 児童相談所について

- ① 児童相談所が学校及び保育所から上記6の定期的な情報提供又は上記7の緊急時における情報提供を受けた場合

ア 学校及び保育所から上記6の定期的な情報提供又は上記7の緊急時における情報提供を受けた児童相談所は、必要に応じて当該学校及び保育所から更に詳しく事情を聞くこととし、これらの情報について援助方針会議等の合議による組織的な評価を行う。

なお、詳細を確認する内容としては、外傷、衣服の汚れ、学校での相談、健康診断の回避、家庭環境の変化、欠席の背景、その他の虐待の兆候をうかがわせる事実を確認できた場合には当該事項等が考えられる。

イ アの評価を踏まえて、必要に応じて関係機関にも情報を求める、自ら家庭訪問を行う、個別ケース検討会議の開催を市町村に求めるなどの状況把握及び対応方針の検討を組織として行う。

ウ 必要に応じて立入調査、出頭要求、児童の一時保護等の対応をとる。

- ② 市町村が学校及び保育所から上記6の定期的な情報提供又は上記7の緊急時における情報提供を受けた場合

市町村の求めに応じて積極的に支援するものとする。

9 個人情報の保護に対する配慮

- (1) 学校及び保育所から市町村等に対して、定期的な情報提供を行うに当たっては、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）の目的、基本理念及び各地方公共団体の個人情報保護条

例等を踏まえて、幼児児童生徒等、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう十分な配慮の下、必要な限度で行われなければならないので留意すること。

(2) 市町村が学校及び保育所から受けた定期的な情報提供の内容について、協議会の実務者会議及び個別ケース検討会議において情報共有を図ろうとする際は、市町村において、学校及び保育所から提供のあった情報の内容を吟味し、情報共有すべき内容を選定の上、必要な限度で行うこと。

また、協議会における要保護児童等に関する情報の共有は、要保護児童等の適切な保護又は支援を図るためのものであり、協議会の構成員及び構成員であつた者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないことされているので、このことに十分留意し、協議会の適切な運営を図ること。

10 その他

市町村等が学校及び保育所以外の関係機関に状況確認や見守りの依頼を行った場合にも、当該関係機関との連携関係を保ち、依頼した後の定期的な状況把握に努めるものとする。

(参 考)

児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年五月二十四日法律第八十二号）

（資料又は情報の提供）

第十三条の三 地方公共団体の機関は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(別 添2) 略

児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応について（通知）

平成22年3月24日 21文科初第777号 文部科学大臣政務官通知

児童虐待の防止等については、これまでも児童虐待の早期発見・早期対応、被害を受けた児童の適切な保護等、学校等における適切な対応が図られるよう繰り返しお願いしているところですが、児童相談所における虐待相談の対応件数は年々増加しており、平成20年度には4万2千件を超えるなど依然として深刻な社会問題となっております。

このような状況を踏まえ、文部科学省、厚生労働省の合意の下、「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」を作成し、示したところですが、このたび、児童虐待の防止等に当たって、上記指針の運用を含めた、学校、教育委員会等における児童虐待の早期発見・早期対応、通告後の関係機関との連携等を図る上での留意点等について下記のとおり改めて取りまとめましたので、周知します。

なお、児童虐待の防止には良好な家庭環境が大切であるため、各教育委員会における生徒指導担当と家庭教育支援担当の連携等により、保護者への支援の一層の充実に努めていただくことについても併せて御留意ください。

貴職におかれては、これらの点を踏まえ、所管の学校又は域内の市区町村の教育委員会等に対し、学校等における児童虐待の防止等のための取組がより一層適切に推進されるよう、御指導をお願いします。

記

1 学校等における対応について

(1) 児童虐待の早期発見（「児童虐待の防止等に関する法律（平成12年5月24日法律第82号。）」（以下「児童虐待防止法」とする。）第5条第1項関係）

学校及び学校の教職員は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努める必要があることから、以下のことに留意して取り組むこと。

① 幼児児童生徒の心身の状況の把握について（学校保健安全法第9条関係）

児童虐待の早期発見の観点から、幼児児童生徒の心身の健康に関し健康相談を行うとともに、幼児児童生徒の健康状態の日常的な観察により、その心身の状況を適切に把握すること。

② 健康診断について（学校保健安全法第13条関係）

健康診断においては、身体測定、内科検診や歯科検診を始めとする各種の検診や検査が行われることから、それらを通して身体的虐待及び保護者としての監護を著しく怠ること（いわゆるネグレクト）を早期に発見しやすい機会であることに留意すること。

(2) 児童虐待への早期対応（児童虐待防止法第6条第1項関係）

児童虐待に係る通告について、児童虐待を受けたと思われる幼児児童生徒を発見した場合は、速やかに、これを市町村、児童相談所等に通告しなければならない。このため、児童虐待の疑いがある場合には、確証がないときであっても、早期対応の観点から通告を行うこと。

(3) 通告後の関係機関との連携

① 定期的な情報提供について（児童虐待防止法第13条の3関係）

児童虐待に係る通告を行った幼児児童生徒について、通告後に市町村又は児童相談所に対し、定期的な情報提供を行うときは、「学校等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について（通知）」（21文科初第775号。平成22年3月24日。）を踏まえ、適切な運用に努めること。

② 緊急時の対応について（児童虐待防止法第6条第1項関係）

上記①に係る、定期的な情報提供を行っている場合であっても、学校等において、不自然な外傷、理由不明又は連絡のない欠席が続く、幼児児童生徒から虐待についての証言が得られた、帰宅を嫌がる、家庭環境の変化など、新たな児童虐待の兆候や状況の変化等を把握したときは、定期的な情報提供の期日を待つことなく、適宜適切に市町村又は児童相談所等に情報提供又は通告をすること。

2 教育委員会等の責務について

(1) 関係機関との連携の強化（児童虐待防止法第4条第1項関係）

必要に応じて、児童相談所長会議等へ教育委員会担当者等が出席し、また、教育委員会等が主催する各種会議への児童相談所等関係機関からの参加、協力を求めるなどして、児童虐待の防止等のために関係機関間の連携の強化に努めること。

(2) 教職員に対する研修の充実（児童虐待防止法第4条第2項、同条第3項関係）

学校の教職員が児童虐待の早期発見・早期対応等児童虐待の防止に寄与するとともに児童虐待を受けた幼児児童生徒の自立の支援等について適切に対応できるようにするため、研修等必要な措置を講ずる必要があることから、以下のことに留意して取り組むこと。

① 教職員用研修教材「児童虐待防止と学校」の活用について

学校等における児童虐待の防止等のための取組の一層の充実を図るため、平成21年5月に文部科学省が作成、配付した教職員用研修教材「児童虐待防止と学校」（CD-ROM）が適切に活用されるよう、学校等における教職員を対象とする研修の充実を図ること。

② 関係機関と連携した研修の活用について

児童虐待問題等に対応する関係機関職員の研修を実施している「子どもの虹情報研修センター（日本虐待・思春期問題情報研修センター）」において、教育委員会指導主事等を対象に実施されている児童相談所職員との合同研修等を活用するなど、関係機関と連携した研修の充実を図ること。

(3) 児童虐待の防止等のための調査研究及び検証（児童虐待防止法第4条第5項関係）

地方公共団体が行う、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例等の検証に参加・協力するなどして、学校の教職員が児童虐待の防止に果たすべき役割や必要な再発防止策等を明らかにするよう努めること。

また、地域の実情に応じて、学校の教職員が児童虐待の防止に果たすべき役割その他児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究を実施すること。

3 要保護児童対策地域協議会への積極的参画について（児童虐待防止法第5条第2項関係）

要保護児童対策地域協議会（以下、「協議会」という。）は、平成16年の「児童福祉法の一部を改正する法律」により法的位置付け等が定められ、平成19年の「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」により、地方公共団体に対し設置が努力義務として課されるなど、児童虐待の防止等を図る上で重要な役割を担うものとなっている。

児童虐待の防止等のためには、関係機関が児童虐待を受けていると思われる児童に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要であり、学校及び学校の教職員は、児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する地方公共団体等の施策に協

力する必要があることから、各学校、教育委員同等においては、協議会に積極的に参画するなどして、関係機関との一層の連携・協力を図り、児童虐待の防止等に努めること。

一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応及び児童虐待防止対策に係る対応について（通知）

平成27年7月31日 27文科初第335号 文部科学省初等中等教育局長

児童虐待への対応については、「児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応について」（平成22年3月24日付け21文科初第777号）（参考資料1）等を踏まえ、学校や教育委員会等において、これまでも様々な努力がなされているところですが、児童虐待の相談対応件数の増加傾向が続くなど、引き続き適切な対応が求められています。

このような状況の下、「児童福祉法」（昭和22年法律第164号）に基づく一時保護の件数も増加しているところ、この一時保護が行われる間は学校へ通うことができなくなることがあります。加えて、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成13年法律第31号）及び「売春防止法」（昭和31年法律第118号）等に基づき婦人相談所による一時保護が行われている児童生徒及び婦人保護施設に保護されている児童生徒についても、これらの措置が行われる間は学校へ通うことができなくなることがあります。

一方、近年では、例えば、児童相談所の一時保護所において、退職教員等の学習指導協力員の配置や一定の学習時間の確保等、一時保護が行われている児童の学習条件を向上させる取組も行われているところではあります。

ついては、こうした状況等を踏まえ、一時保護が行われている児童生徒及び婦人保護施設に保護されている児童生徒（以下「一時保護等が行われている児童生徒」という。）の指導要録に係る適切な対応等を下記1. のとおりお示しすることとしました。

また、関係府省庁によって「児童虐待防止対策等について」（平成26年12月26日児童虐待防止対策に関する副大臣等会議）（参考資料2）が取りまとめられており、居住実態が把握できない児童生徒への取組のほか、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応等のための速やかな実施に向けて取り組む主な対応策が示されています。

これを踏まえ、学校や教育委員会等における児童虐待防止に係る対応を進める上での留意事項を下記2. のとおり整理しましたので適切な対応をお願いします。なお、居住実態が把握できない児童生徒への取組については、「居住実態が把握できない児童への対応について」（平成27年3月16日付け総行住第33号、26初初企第53号、雇児総発9316第1号）が別途通知されていますので、併せて御留意願います。

ついては、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県知事にあっては所轄の私立学校に対して、国立大学法人の長にあっては設置する附属学校に対して、株式会社立学校を認定した地方公共団体の長にあっては認可した学校に対して、これらの趣旨についての周知を図るとともに、適切な対応がなされるよう御指導をお願いします。なお、本通知に関しては、厚生労働省と協議済みであり、同省に対し、関係機関等への本通知の内容の周知方を依頼済みであることを申し添えます。

記

1 一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応等について

児童相談所の一時保護所の学習環境等については、その充実に向けこれまでも学習指導協力員の配置など様々な取組が進められてきたところであるが、「児童虐待防止対策等について」において「学校と児童相談所等関係機関の連携」を推進することが示されたこと等を踏まえれば、一時保護等が行われている児童生徒の学習状況の評価等についても関係機関が連携して適切な対応を進める必要があ

る。

したがって、一時保護等が行われている児童生徒の指導要録上の取扱い等について、別紙1及び別紙2によることとするので、これを踏まえて適切な対応を行うこと。

その際、都道府県教育委員会等においては、学校における指導要録上の取扱い等について各学校の円滑な判断が行われるよう、児童相談所における相談・指導の状況等について、当該児童相談所からの情報提供を踏まえ、域内の学校に情報提供することが考えられること。また、都道府県教育委員会等において、児童相談所の求めに応じ、その学習環境を充実させる観点から、一時保護所の学習指導協力員となる者として退職教員を紹介する等の協力を行うこと。

2 児童虐待防止対策に係る対応について

(1) 学校等の間の情報共有について

「児童虐待防止対策等について」においては、「進学・転学の際の学校等の間の情報共有」を推進することが示されているが、指導要録に記されている学習状況や出席日数、健康診断票に記されている健康の状況等は、支援が必要な幼児児童生徒を発見するに当たって重要な情報となる場合もあるものである。

ついでには、進学・転学に当たっては、法令にのっとり行うこととされている進学・転学先への文書の送付はもとより、対面、電話連絡、文書等による学校間での引継ぎの実施、学校の担当者やスクールソーシャルワーカー等によるケース会議の開催等により、支援が必要な幼児児童生徒に係る学校等の間の適切な連携を進めること。

個人情報保護の観点からどこまで情報を引き継げるかについては、適用される関係法令に基づき各学校等が判断することとなり、一般的には、公立学校には当該学校を設置する地方公共団体の個人情報保護条例が、私立学校を設置する学校法人等には「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）及び関係条例が、国立大学法人には「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第59号）が適用されるものであること。その際、一般的には、

- ・設置者を同じくする学校間での引継ぎについては、個人情報の利用目的の範囲内であることが原則であるが、利用目的の範囲外であっても、私立学校においては、人の生命、身体等の保護のためや児童生徒の健全な育成の推進のために特に必要があり、本人の同意を得ることが困難である場合、国立大学法人の設置する学校においては、法令の定める業務の遂行に必要な範囲で行われるものであり、かつ、相当な理由がある場合は、保有個人情報の内部利用として認められるときがあること

- ・設置者を異にする学校間での引継ぎについては、個人情報の第三者提供に該当することから、本人の同意を得ることが原則であるが、私立学校においては、人の生命、身体等の保護のためや児童生徒の健全な育成の推進のために特に必要があり、本人の同意を得ることが困難である場合、国立大学法人の設置する学校においては、明らかに本人の利益になる場合や、特別な理由がある場合であれば、関係法令上、第三者提供が認められるときがあること

- ・公立学校においては、個人情報保護条例の利用目的や第三者提供に関する規定において、類似又は同趣旨の定めがなされていることがあること

等に留意した上で必要な情報共有を図ること。また、個別の案件で疑義がある場合は、関係法令を所管する行政の部局へ問い合わせることが考えられること。

(2) 児童虐待等に係る研修の実施について

「児童虐待防止対策等について」においては、「学校と児童相談所等関係機関の連携」を推進することが示されており、虐待を発見するポイントや、発見後の対応の仕方等について、教職員の理解を一層促進することが求められる。

については、学校や教育委員会等においては、以下の資料等を参考にするとともに、「児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応に関する状況調査結果について」（平成 23 年 3 月 4 日付け 22 初児生第 65 号）（参考資料 3）に沿って、児童相談所の職員を講師に招くなどして、今後とも教職員に対する研修の充実に努めること。

（参考資料）

- 1 児童虐待の定義、関連する法律などの基礎的な知識と近年の状況については「児童虐待防止体躯」（厚生労働省HPに掲載）を参照。
- 2 児童虐待についての学校における対応について
 - 学校生活の中における児童虐待の兆候等については「児童虐待防止と学校」（文部科学省HPに掲載）の「第3章学校生活での現れ」を参照。
 - 学校と福祉機関との役割分担や通告後の対応等については「児童虐待防止と学校」（文部科学省HPに掲載）の「第6章疑いから通告へ」を参照。

（3）児童虐待に係る通告についての組織的な対応等について

「児童虐待の防止等に関する法律」（平成 12 年法律第 82 号）の第 5 条第 1 項においては、学校及びその教職員による児童虐待の早期発見の努力義務が定められており、また、「児童虐待防止対策等について」においても、学校の組織としての「適切な通告の実施」の必要性が改めて示されていることから、学校及びその教職員は法令の趣旨を理解して児童虐待に関し適切な通告を行う必要がある。

については、教育委員会等においては、「児童虐待に係る速やかな通告の一層の推進について」（平成 24 年 3 月 29 日付け 23 文科初第 1707 号）（参考資料 4）の別紙 3 に記載のとおり、虐待の事実が必ずしも明らかでなくとも一般の人の目から見れば主観的に児童虐待が疑われる場合は通告義務が生じることや、法の趣旨に基づくものであれば、その通告が結果として誤りであったとしても、そのことによって刑事上、民事上の責任を問われることは基本的には想定されないこと等を改めて学校に対し周知すること。また、通告は、教育機関と福祉機関の専門性の違いを尊重しつつ両者が協働していく契機と捉え、教職員個々人の対応に加え、学校組織として関係法令に沿った適切な対応を行うよう周知すること。

（別紙 1）一時保護等が行われている児童生徒の指導要領に係る適切な対応等について

児童福祉法に基づく一時保護が行われている児童生徒は、当該措置が行われる間、学校へ通うことができなくなることがある。また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律及び売春防止法等に基づき婦人相談所による一時保護が行われている児童生徒及び婦人保護施設において保護されている児童生徒についても、これらの措置が行われる間は学校へ通うことができなくなることがある。

一方、近年では、例えば、児童相談所の一時保護所においては、退職教員等の学習指導協力員の配置や一定の学習時間の確保等、一時保護が行われている児童生徒の学習条件を向上させる取組も行われている。

このような状況等を踏まえ、一時保護等が行われている児童生徒については次のように、指導要録に係る適切な対応等を行うことが必要である。

1 一時保護が行われている児童生徒が児童相談所の一時保護所において学習を行っている場合

児童相談所の一時保護所で一時保護が行われている児童生徒の中には、当該施設において、指導・相談を受け、学校における学習活動に遅れが生じないよう努力している者もいる。このような者の努力を学校として評価し支援するため、以下の要件を満たす場合には、当該施設において相談・指導を受けた日数を指導要録上出席扱いとすることができることとする。

(出席扱いの要件)

一時保護が行われている児童生徒が児童相談所の一時保護所において相談・指導を受ける場合であって、当該児童生徒の自立を支援する上で当該相談・指導が有効・適切であると判断され、かつ、以下の要件を満たすときには校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

- 1 当該施設と学校との間において、児童生徒の生活指導や学習指導に関し、十分な連携・協力が保たれていること。
- 2 別紙2を参考としつつ、当該施設において、児童生徒の状況に適した学習環境が整えられているなど、適切な相談・指導が行われていることが確認できること。

なお、指導要録上出席扱いとした場合、指導要録においては、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」（平成22年5月11日付け文科初第1号（以下「平成22年通知」という。））を踏まえ、出席日数の内数として出席扱いとした日数及び当該施設において学習活動を行ったことを記入すること。

2 一時保護等が行われている児童生徒が学習を行っていない場合

一時保護等が行われている児童生徒については、その心身の状態から学習が困難であったり、学校に出席できなかつたりすることがある。このため、一時保護等が行われている児童生徒が学校に出席できえおらず、かつ、一時保護所又は一時保護所以外の施設で学習を行っていない場合には、平成22年通知の別紙1、2及び3中「出席停止・忌引等の日数」に含めることとされている「非常変災等児童（生徒）又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数」に含める扱いとすることが適当である。

なお、指導要録においては、平成22年通知を踏まえ、一時保護等が行われている児童生徒であることを理由として出席停止・忌引等の日数としたこと及びその日数を記入すること。

3 その他の留意点

(1) 一時保護所以外で一時保護が行われている児童生徒及び婦人保護施設において保護されている児童生徒が学校に出席できないときは、これらの措置が児童の福祉を保障する観点等から行われるものであることに留意し、1を参考としつつ、児童生徒の自立を支援する上で有効・適切であると判断される場合であって、当該児童生徒に対しこれらの措置の実施主体と学校との連携・協力の状況、学習環境等の相談・指導の状況等を勘案して適切であると認められるとき、出席扱いとするこ

とができることとする。

また、指導要録上出席扱いとした場合、指導要録においては、平成 22 年通知を踏まえ、出席日数の内数として出席扱いとした日数及び当該施設において学習活動を行ったことを記入すること。

(2) 一時保護等が行われている児童生徒が学校に復帰した際、当該学校は児童生徒の状況に応じ補習等を実施し、小・中学校における各学校の課程の修了や高等学校における単位の認定等を適切に行うことが望ましいこと。

(別紙 2) 児童相談所の一時保護所の学習環境が出席扱いを認めることができるかを判断する際の目安
児童相談所については「児童相談所運営指針」(平成 2 年 3 月 5 日付け児発第 133 号を累次改正)が定められており、その中では、一時保護所の運営に関し、学習の実施に当たっての配慮事項が定められている。

学校長は、一時保護が行われている児童生徒について指導要録上出席扱いとする場合には、児童相談所に置かれている児童福祉司等を通じ、児童生徒の状況に適した学習環境が整備されていることを確認することが必要であり、その際の参考となるよう以下の目安を示すものである。

(1) 教育指導の方法・内容

- ・児童相談所運営指針に沿って、例えば、午前中は学習指導、午後はスポーツ等のプログラムが組まれるなど、一定の教育指導の時間が確保されていること。
- ・学校から聴取した状況等も踏まえ、当該児童生徒の学習到達の状況を適切に評価し、当該児童生徒の状況に応じた方針に基づき、教育指導が実施されていること。
- ・児童相談所や児童生徒の実状に応じて、個別指導と併せて、集団指導が実施されていること。
- ・児童相談所の運営・管理の許す限りにおいて、体験学習が取り入れられていること。

(2) 教育指導の体制

- ・教育指導に当たっては、教員経験やそれに準ずる教育指導の経験のある学習指導協力員や職員が中心となるとともに、その他の職員の協力を得て、「不登校への対応の在り方について(通知)」(平成 15 年 5 月 16 日付け 15 文科初第 255 号)の中の「教育支援センター(適応指導教室)整備指針(試案)6 指導体制等」を参考にしつつ、個に応じたきめ細やかな教育指導がなされる体制となっていること。
- ・児童生徒の指導指針等については、心理や福祉に関する専門的な資格を有する者の協力を得て定められていること。

(3) 施設・設備等

- ・施設・設備は、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものであり、集団で活動するための部屋、相談室、職員室などを備えていること。
- ・体育館等を備えていたり、体育館等を有しない場合は周辺に代替できる施設や環境が備えられていたりするなど、スポーツ活動や体験活動の実施に関する配慮がなされていること。
- ・児童生徒の教育指導に必要な教具を備えていること。